

官報

號外

明治四十三年一月二十八日

金曜日

印刷局

○第二十六回 衆議院議事速記録第四號

明治四十三年一月二十七日(木曜日)午後一時七分開議

議事日程 第三號 明治四十三年一月二十七日

午後一時開議

- 第一 遠洋漁業獎勵法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會
- 第三 鐵道敷設法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會
- 第五 北海道鐵道敷設法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會
- 第七 衆議院議員選舉法中改正法律案(花井卓藏君) 第一讀會
- 第八 質屋取締法中改正法律案(高木益太郎君) 第一讀會

○議長(長谷場純孝君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

- 一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
 - 遠洋漁業獎勵法中改正法律案
 - 鐵道敷設法中改正法律案
 - 北海道鐵道敷設法中改正法律案
 - 一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
 - 質屋取締法中改正法律案
- 提出者 高木益太郎君 堀谷左治郎君
- 一月二十四日及二十六日桂内閣總理大臣ヨリ左ノ通り政府委員任命相成タル旨ノ通牒ヲ受領セリ
 - 大藏書記官 今村次吉
 - 大藏書記官 吉川良矩
 - 鐵道院參事 森本邦治郎
- 政府委員被仰付
 - 一 大内暢三君ヨリ統監政治ニ關スル質問主意書ヲ提出セラレタリ
 - (左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ登載ス)
 - 統監政治ニ關スル質問主意書
 - 右成規ニ據リ提出候也

明治四十三年一月二十二日

提出者 大内暢三

統監政治ニ關スル質問

一從來ノ統監政治ハ緩漫ニ過キ韓國人ノ感想ヲ歸一セシムルヲ得サルノミナラス却テ文化ノ進運ヲ沮害シ、アルニアラサル乎

一統監府施政ハ徒ニ韓人ノ懷柔策ニノミ腐心シ本末輕重ノ理義ヲ糺サスシテ唯徒ニ綱末ニ向テ紛亂ヲ釀成シ、アルニアラサル乎

一統治ノ根本ヲ解決スルニアラスハ韓國將來ノ發達自營ヲ期待シ得サルノミナラス韓國ノ指導啓發ニ當テ我帝國民ノ活動ヲ度外スヘキニアラス當局ノ對韓政策果シテ如何

一常任委員ノ補闕選舉ニ左ノ通り當選セラレタリ

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

一去ル二十二日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

- 中村舜次郎君ノ議員資格審査ノ件
 - 齋藤 二郎君
 - 後藤 文一郎君
 - 松田 源治君
 - 關 直彦君
 - 岡井 藤之丞君
 - 花井 卓藏君
- 地租條例中改正法律案外五件
 - 元田 肇君
 - 森 國造君
 - 阿部 德三郎君
 - 上 埜 安太郎君
 - 植 場 平君
 - 天川 三藏君
 - 河野 郁太郎君
 - 三浦 覺一君
 - 犬 養 毅君
 - 關 矢 橋太郎君
 - 大熊 三之助君
 - 岡井 藤之丞君
 - 齋藤 巳三郎君
- 長 晴 登君
- 千 葉 禎太郎君
- 三 浦 盛德君
- 福 岡 精一君
- 神 前 修三君
- 塚 田 啓太郎君
- 向 坂 弘君
- 永 江 純一君
- 河 井 重藏君
- 武 田 貞之助君
- 内 野 延君
- 森 田 俊左久君
- 西 村 治兵衛君
- 夏 井 保四郎君
- 長 島 鷲太郎君
- 富 島 暢 夫君
- 藤 代 市之輔君
- 江 間 俊一君
- 卜 部 喜太郎君
- 森 久 保 藏君
- 高 久 倉 藏君
- 安 川 保次郎君
- 大 野 久次君
- 板 東 勸五郎君
- 坪 田 十郎君
- 奥 田 榮之進君
- 熊 本 壽 人君
- 平 島 松 尾君
- 石 田 仁 太郎君
- 久 保 伊 一郎君
- 村 田 虎 次郎君
- 大 西 五 一郎君

贊成者 關 直彦 外七十五名

所得稅法中改正法律案外四件

西村 丹治郎君 鈴木 寅彦君 大岡 育造君 濱名 信平君 富安 保太郎君 伊東 要藏君 有本 國藏君 岩本 晴之君 高原 篤行君 竹田 文吉君 竹內 清明君 木村 義賢君 丸山 孝一郎君 小泉 又次郎君

高水 正年君 永野 靜雄君 望月 右內君 齋藤 珪次君 駒田 小次郎君 早川 龍介君 川島 龜夫君 古野 孫太郎君 大石 正己君 根津 嘉一郎君 鈴木 嘉兵衛君 富田 幸次郎君 鈴木 久五郎君 淺野 陽吉君

關稅定率法改正法律案

野田 卯太郎君 翠川 鐵三君 大久保 弁太郎君 水間 此農夫君 太田 清藏君 田中 龜之助君 築山 和一君 鹿島 秀磨君 山田 又七君 紫垣 一雄君 片岡 直溫君 小川 平吉君

高橋 光威君 井上 角五郎君 鷗澤 總明君 長島 警太郎君 村上 先君 川村 善助君 藤井 勇次郎君 森田 又三君 守山 正次郎君 千早 正次郎君 早速 整爾君 石橋 爲之助君

砂糖消費稅法中改正法律案外七件

菊池 侃二君 遠藤 吉平君 中村 啓次郎君 藏內 治郎作君 阪 泰 碩君 乾 龜 松君 肥後 幸盛君 關田 嘉七郎君 的野 半介君 岩下 清周君 細野 次郎君 三浦 逸平君

中倉 万次郎君 有田 源一郎君 夏井 保四郎君 三土 忠造君 笠川 繼孝君 手塚 正次君 綾部 惣兵衛君 森內 正志君 竹內 豐次郎君 中村 榮次君 近江谷 榮次君 大總 久雄君

所得稅法中改正法律案外四件委員會

委員長 大岡 育造君 理事

砂糖消費稅法中改正法律案外七件委員會

委員長 菊池 侃二君 理事

印紙稅法中改正法律案外四件委員會

委員長 佐竹 作太郎君 理事

關稅定率法改正法律案委員會

委員長 野田 卯太郎君 理事

飯田 新右衛門君 小林 庄一郎君 網川 義昌君 橋本 久太郎君 遠藤 良吉君 小山田 信藏君 內藤 利八君 佐藤 庫喜君 川越 進君 安東 敏之君 倉光 藤太郎君 高木 益太郎君

中川 虎之助君 佐々木 文一君 高田 露君 日向 輝武君 花村 覺三郎君 原岡 永江君 天野 董平君 高橋 文質君 須藤 嘉吉君 和田 尊義君 和島 三郎君 加瀬 禱逸君

山本 悌二郎君 高山 長幸君 鷗田 士三郎君 武藤 金吉君 秋岡 義一君 千田 軍之助君 石鄉岡 文吉君 箕浦 勝人君 石田 孝吉君 木村 良君 村松 恆一郎君 川真田 德三郎君

中村舜次郎君ノ議員資格審査ノ件委員會

委員長

庄野金十郎君

理事

齋藤 二郎君
下 部 喜太郎君

○議長(長谷場純孝君) 會議ヲ開キマス、御諮リヲ致シマス、豫算委員大西五一郎君ハ他ノ委員ニ選任サレ、多忙ノ趣ニテ辭任ヲ申出ラレシタガ、許可シテ差支アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、許可スルコトニ致シマス、而シテ同君ハ第二部選出デアリマスカラ、同部ノ諸君ハ速ニ補缺互選ヲ行ハレテ、御届出アラシコトヲ希望致シマス、ソレカラ坪田十郎君ヨリ病氣ニ付本月二十五日ヨリ十日間、川越進君ヨリ同シク病氣ニ付本月二十五日ヨリ十日間、伊東要藏君ヨリ病氣ニ付昨二十六日ヨリ三週間、鈴木仙太郎君ヨリ病氣ニ付明二十八日ヨリ三週間、堀江覺治君ヨリ病氣ニ付今二十七日ヨリ十五日間各、請暇ノ願出ガアリマス、許可シテ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハナイト認メマスカラ、各、許可スルコトニ致シマス、外務大臣伯爵小村壽太郎君

〔外務大臣伯爵小村壽太郎君登壇〕

○外務大臣(伯爵小村壽太郎君) 諸君、茲ニ本院ニ向テ外交ノ現況ニ關シ大體ノコトヲ演說スルノ機會ヲ得マシタノハ本大臣ノ最モ光榮ト致スコロゴザイマス、帝國外交ノ方針ニ付キマシテハ、既ニ前議會ニ於テ其大要ヲ陳述スルノ光榮ヲ有シマシタガ、爾來政府ハ此方針ニ遵據シ、諸般ノ必要ナル措置ヲ取リツ、アリマス、帝國ト列國トノ關係益々親厚ヲ加フルハ、本大臣ノ諸君ト共ニ欣幸ト致スコロゴザイマス、殊ニ英國トノ同盟ハ最モ健全ナル狀態ニアリマシテ、引續キ東洋平和ノ維持ニ資シ、兩同盟國民間ノ關係モ、益々敦厚ヲ加ヘツ、アルノデゴザイマス、本年開催ノ日英博覽會ハ即チ此親交ヲ反映スルモノデゴザイマシテ、目下同博覽會ノ準備ハ、兩國朝野ノ熱誠ナル翼贊ノ下ニ順當ニ進捗ヲ告ゲツ、アリマス、同博覽會開催ノ兩國貿易ノ發展ト、兩國々民間ノ親睦ニ資スルコトコナカラザルハ、疑フベカラザルコトデゴザイマス、帝國ト露國トノ交情ニ付キマシテハ、世間或ハ之ニ疑ヲ挾ミ、往々無根ナル風説ノ流布ヲ見ルコトデゴザイマスガ、兩國ノ關係ハ年ヲ逐ウテ益々親密トナリ、何等其間ニ憂慮ヲ懷クベキ事由ノナキコトハ、茲ニ本大臣ノ確言シ得ルコトデゴザイマス、殊ニ兩國政府ハ和衷ノ精神ヲ以テ、時々發生致シマスル交渉案件ヲ調理シツ、アリマス、將來ニ於テモ亦常ニ此方針ヲ確守致シマスカラ、兩國ノ關係ノ現ニ最モ良好ナルニ止ラズ、其今後益々親厚ヲ加フベキコトハ本大臣ノ期待シテ疑ハヌコトデゴザイマス、帝國ト佛國トノ關係ハ極メテ良好ニシテ、兩國ガ誠實ニ協約ノ明文及精神ヲ恪守シテ、互ニ相信願セルハ、帝國政府ノ深ク認識ヲ致スコロゴザイマス、獨逸國ノ帝國ニ對スル態度ノ公正友好ナルハ依然トシテ從來ト異ナルコトナク、又其東洋政策モ、何等我政策ト扞格スルトコトナキハ、帝國政府ノ深ク満足スルコトデゴザイマス、次ニ日米兩國ノ親交ハ、御承知ノ如ク歴史の性質ヲ有シテ居リマシテ、其根柢極メテ確固ナルモノナラズ、兩國通商ノ關係ハ益々其交情ヲ鞏固ナラシムルヲ必要ト致シマスカラ、兩國政府ハ

此目的ノため互ニ其爲シ得ルコトヲ盡シツ、アルノデゴザイマス、而シテ昨年ニ於テハ我練習艦隊ガ太平洋沿岸ヲ巡視致シタコトガゴザイマス、次デ紐育市ノ「ホドワシブルトン」祝典即チ「ホトツシ」川ノ發見ト、蒸汽船ノ發明ニ關スル紀念祭ニハ、我皇族ヲ特派セラレタルコトガゴザイマス、又續キマシテ、我軍艦出雲ガ桑港ノ「ポートル」紀念祭ニ參列シタコトモゴザイマス、加フルニ我實業家ノ一團ガ、米國商業會議所ノ招待ニ應ジマシテ、同國ニ渡航シ五十有餘箇所ノ市府ヲ巡歴致シマシタル等ノコトガゴザイマシテ、兩國々民の懇和ノ機會ガ、特ニ其多キヲ見タル次第デゴザイマス、我皇族ニ對スル米國官民ノ熱誠ナル歡待ハ姑ク之ヲ措キマシテ、我軍艦及實業家ニ對スル同國各方面ノ歡迎ハ、即チ帝國ニ對スル同國々民傳來ノ好誼ヲ表彰シタルモノニ外ナラヌノデゴザイマシテ、此ノ如キ兩國官民ノ接觸交歡ハ、兩國民間ノ親睦ヲ增進スルニ於テ、偉大ナル效力ヲ有スコトデゴザイマスカラ、本大臣ハ兩國ノため慶賀ニ堪ヘザル次第デゴザイマス、次ニ帝國ト清國トハ御承知ノ如ク、極メテ重大緊切ナル關係ヲ政治上並ニ經濟上ニ於テ有シテ居リマスカラ、其好情ヲ敦ウスルノ必要アルコトハ、固ヨリ論ヲ俟タヌコトデゴザイマス、帝國政府ハ大局ニ顧ミ、善鄰ノ交誼ヲ重シシ、先ツ兩國間多年ノ懸案ヲ一掃スルヲ以テ最モ急務ト認メマシテ一昨年来、互讓ノ精神ヲ以テ妥結ニ努メマシタガ、清國政府ニ於テモ亦大局ヲ洞察致シマシテ、我ト同一ノ希望ヲ表示スルニ至リマシタ、兩國政府ノ意思茲ニ相一致シマシタカラ、昨年九月ヲ以テ交渉案件中最モ重要ナルモノヲ一括致シマシテ、之ヲ妥結スルコトヲ得タル次第デゴザイマス、目下兩國間ニハ比較的偉大ナル案件ノ尙存在シテ居リマスケレドモ、今後兩國ニ於テ、常ニ和衷ノ精神ヲ以テ妥結ニ從フニ於テハ、此等案件ノ解決ハ必ズシモ困難ナコトデナイト信ジテ居リマス、本大臣ハ清國當局者ガ深ク此點ニ顧念致シマシテ、益々兩國ノ關係ヲ親密ナラシメテ、東亞ノ大局ヲ維持スルコトニ努メンコトヲ切望シテ止マザル次第デゴザイマス、滿洲ニ關シマスル帝國ノ政策ハ、申迄モナク清國ノ他ノ地方ニ對スルト同シク、門戶開放、機會均等ノ主義ヲ保持スルコトデアリマス、此方針ハ帝國政府ノ始終嚴守シ來リシトコロニシテ、將來ニ於テモ亦決シテ渝ルコトナキトコロデゴザイマス、先般帝國政府ハ滿洲地方ノ開發ト、各國商業ノ發展ニ資センガためニ、旅順港ヲ開放スルコトニ決定致シマシタルモノモ、亦此方針ニ出デタルニ外ナラヌノデゴザイマス、此帝國ノ終始渝ラザル方針ハ、既ニ列國ニ於テモ認識スルコトコナラヌヲ信ジテ居ルノデゴザイマス、今回米國政府ハ、滿洲鐵道中立問題ニ關シマスル提議ヲ致シマシタガ、本件ハ帝國ノ緊切ナル利益ニ關スル事項デアリマスルノミナラズ、帝國ト最モ親好アル支那ノ提議デゴザイマスカラ、帝國政府ニ於テハ之ニ對シテ慎重ナル考慮ヲ加ヘマシテ、帝國ノ滿洲ニ於ケル政策ハ、唯今述ベマシタ通りニ門戶開放、機會均等主義ヲ嚴守スルニアルコトデゴザイマスケレドモ、米國提議ノ實行ハ「ポーツマス」條約ト、北京條約ニ依リテ確立シタル滿洲ノ事態ニ、根本的變動ヲ與フルモノデゴザイマシテ、其結果甚ダ重大ナルモノナラズ、南滿洲鐵道ノ附近ニ於テハ、引續キ同鐵道ノ我領有ニ屬スベキコトヲ期シ、此信念ノ下ニ、諸般ノ事業ヲ經營スルモノ甚ダ多クゴザイマスカラ、今ニ追テ此鐵道ヲ放棄スルガ如キハ、帝國ノ責任上到底之ヲ許スベカラザルコトデゴザイマス、(拍手起ル)因シテ政府ハ本月二十一日ヲ以テ、遺憾ナカラ米國ノ提議ニ同意スル能ハザル趣ヲ、同國政府ニ回答スルノ已ムヲ得ザルニ至ツタノデゴザイマス、(拍手起ル)帝國政府ハ、米國政府ガ本問題ニ關シマシテハ、我意ノアルトコロヲ諒ト致スベク、列國モ亦、我態度ノ公正ナルヲ認識スベキコトハ、本大臣ノ信ジテ疑ハヌコトデゴザイマス、次ニ帝國ト埃太利、伊太利其他ノ諸締盟國トノ

關係亦極メテ良好デゴザイマシテ、是等諸國トノ親交ヲ害スルガ如キ、何等ノ事件ノ發生ヲ見ザルハ本大臣ノ欣幸ト致スコトデゴザイマス、最後ニ條約改正ノ件ニ付キマシテ、一言述ベテ置キマスガ、條約改正ニ關スル大體ノ方針ハ、既ニ前議會ニ於テ之ヲ陳述致シテ置キマシタ、爾來政府ハ意ヲラズ、談判開始ニ關スル準備ヲ進メツ、アルノデゴザイマス、本問題ニ付キマシテハ、政府ハ現行條約中不對等ノ性質ヲ有スル條項ハ、總テ之ヲ新條約中ヨリ除去致シマスル考デゴザイマス、即チ片務的協定稅率ノ如キ、又沿岸貿易ヲ外國船舶ニ許與スル條項、若クハ國定輸入稅率ノ改正ハ六箇月前ニ之ヲ交付スルヲ要スル規定ノ如キ、全然之ヲ廢除致シマシテ、各國トノ間ニ完全ナル對等條約ヲ締結センコトヲ期シテ居リマス、輸入稅率ニ至リマシテハ、國定稅率ヲ適用スルコトヲ原則ト致シマシテ、特別ノ場合ニ限リ、我產業ノ狀態ヲ參照シ、互惠ノ基礎ニ依リ、相互的協定稅率ヲ定ムル方針デゴザイマス、政府ハ此方針ニ依リ、今後速ニ諸般ノ準備ヲ完了スルコトニ努メマシテ、準備完了後適當ノ時機ニ於テ、各國ト商議ヲ開ク積リデアリマス、諸君、外交ノ現況ハ唯今述ベタル通りデゴザイマスルカラ、宜シク御諒承アラントラ希望致シマス

〔拍手起ル〕
〔此時發言ヲ求ムル者多シ〕
○議長(長谷場純孝君) 石橋爲之助君——石橋君カラ外務大臣ノ演說ニ付テ尙辯明ヲ求メタイト云フ通告ガゴザイマスカラ、石橋爲之助君ニ發言ヲ許シマス

〔拍手起ル〕
〔石橋爲之助君登壇〕

○石橋爲之助君 本員ハ制規ニ從ヒマシテ、對米外交ニ關スル質問書ヲ提出致シ置キマシタガ、唯今外務大臣閣下ヨリノ御演說ヲ拜聽致シマシテ、事自カラ關聯致シテ居リマスルガ故ニ、此機會ヲ以テ質問ノ要旨ヲ申述ベ、幸ニシテ御答辯ヲ得ルコトガ出來マスルナラバ、本員ハ満足スルコトデゴザイマス、事苟モ外交ニ關シマスルガ故ニ、本員ハ慎重ノ上ニモ慎重ヲ守ル所存デアリマス、殊ニ本員ハ昨年米國ニ參リマシタ實業團ノ一人トナシテ、彼ノ地ニ於テ非常ナル歡迎ヲ受ケタノデアリマスカラ、無論本員ノ主義トスルトコロハ、五十年來ノ日米親交ヲ一層堅ウ致シタイト云フノ本意デアリマス、決シテ米國ニ對シテ毫末モ反抗ノ意ヲ含ンデ居テ爲スコロノ質問デナイコトハ滿場ノ諸君ノ御了承アラントラ請フ次第デアリマス、唯憂フ、此日米ノ親交ヲ愈々鞏固ニナサントスルニ當ツテ、其中間ニ動モスレバ生ラントスルコトノ妨害物ガアリマスルガ故ニ、之ヲ排除クガタメノ目的ヲ以テマシテ、唯今質問ノ趣意ヲ申述ベタイトデアリマス、一昨年米國ニ於キマシテ、日本移民排斥ノ聲ガ高クナリマシテ、米國ニ於キマシテハ、布哇ヨリ轉航シ來ルコトノ日本移民ヲシテ、内地ニ入ルコトヲ得ストノ規定ヲ設ケマシタ、續イテ米國ノ議會ニハ、亞細亞移民ノ上陸ヲ絕對ニ禁止セントスルノ議案ガ現ハレント致シマシタ、是ニ於テカ我政府ニ於キマシテ、此ノ如キコトガ現ハレ來ルナラバ、我國ノ面目ヲ毀損スルコト大ナリト見解ヲ以テマシテ、事ノウコトニ至ラザル先キニ、協約ヲ結ブノ必要ヲ感シ、我ヨリ進ンデ此移民ヲ制限スルノ趣意ヲ以テ協約ヲ締結セラレタノデアリマス、此協約ヲ米國ノ方デハ、俗ニ「セントルマン、アグリメメント」ト稱シテ居リマス、其内容ハ吾々國民ハ知ルコトガ出來マセス、併ナガラ其後政府ガ採リ來ルトコロノ方針ヲ觀察致シマスルト、其以後ニ於テ、我國民ガ亞米利加ニ向テ渡航セントシテ出願致シマスルコト者ニ對シテ、殆ド絕對ニ禁止セラル、ノ狀態デアリマス、當ニ

勞働者ノミナラス、學生ニ對シテモ或ハ多少ノ資本ヲ以テ彼ノ地ニ事業ヲ企テントスル者ニ對シテモ、殆ド絕對ニ禁止セラル、ノ狀態デアリマス、其結果如何ヤウナコトニナリマシタカト申シマスルナラバ、彼ノ地ニ既ニ到リテ居ルコト、我同胞ハ、此形勢ニ依ツテ日ニ日ニ心細ク感ズルノ餘リ、我國ニ歸リ來ル者ガ數ヲ加ヘテ參リマシタ、今日ニ於キマシテハ一年間ニ彼ノ地ニ在ルコトノ同胞ガ、日本ニ歸ル者約五千八百五十人及シテ居リマス、每回便船ガ太平洋沿岸ヲ離レマスルトキニ、其船ニ必ズヤ三百、四百、五百ノ同胞ガ載リテ歸リツ、アルノデアリマス、而シテ一方ニハ之ヲ補フガタメニ、彼ノ地ニ向テ渡航スル者アリヤト聞ケバ、先キ申シマシタ通り、殆ド絕對的ニ禁止セラレテ往ク者ガナイノデアリマス、是ニ於テカ、米國ニ於テ我同胞ガ數十年來粒々辛苦ノ結果トシテ築キ上ケタコトノ地盤ハ、又其事業ハ、日ニ日ニ轉覆シツ、アラントスルノ有様デアリマス、既ニ最近一年半ニ於テ、此カリホルニヤ州ダケニ於テ、日本ノ商店ガ倒レマシタモノガ二十七八及シテ居リマス、又銀行ハ——日本人ノ經營致シテ居リマシタコロノ銀行ハ、二ツトモニ閉店ヲ致スノ已ムナキニ到リマシタ、之ガタメニ勞働者ガ此銀行ニ預ケテ居ルコトノ預金ハ取出スノ途ナク、彼等ガ非常ナル辛苦ヲ以テ積立テマシタコロノ、其數年來ノ血ト汗ハ空ニシク煙トナツテ消エタヤウナ狀態デアリマス、加之日本ノ商店ハ日ニ寂レテ參リマシテ、尙此上ニモ追々之ト店ヲ閉ツル者ガ殖エテ來ラントシ、又追々本國ニ引揚ケル者ガ其數ヲ増サントシテ居リマシタアリマス、殊ニ彼ノ地ニ居リマスルコロノ日本ノ領事、本國ニ歸ラントスル者ガ、再ビ米國ニ來ル意思ヲ以テ去ラントスルニ臨ミ、其證明書ヲ求ムルニ當ツテ、領事ハ之ニ印ヲ捺キマス、「移民」ト云フ印ヲ捺クノ「移民」ト云フ判ノ捺イテアルコト者ハ、之ヲモウ絕對ニ許サナイト云フコトデアル、「非移民」ト云フ判ノ捺イテアル、而モ其一部分ガ許サレト云フ狀態デアリマス、此ノ如クニシテ滅ル者ハ益減リ、之ヲ補フニハ其途ガナイ、斯ウ云フ狀態デアリマスルガ故ニ、日本ガ從來亞米利加ニ於テ有シテ居リマシタコロノ、其事業、其權利ハ、總テ破毀セラレ、總テ消滅セントスルノ狀態デアルノデアリマス、之ヲ少シモ願ミスト云フコトハ、政府ニ於テ如何ナル理由ガアツテ願ミラレヌノデアルカ、私共彼ノ地ニ參リマシテ、彼ノ地ノ人ニ接シテ其言ヲコロラ聞ケバ、必シモ亞米利加人ガ悉ク日本人ヲ嫌ツテ居ル譯デアゴザイマセス、又日本人ノ勞働者ヲ必要トスル部分ガ澤山ゴザイマス、ツレニ向テ彼ノ地ニ於ケル一部分ノ人ガ希望シテ居ル以上ノコトヲ、此方カラ先ヅ讓ツテ掛ツテ、彼ノ方デハ今後増スコトハ困ルカラ排斥シヤウト云フ聲ニ對シテ、此方ハ今後ニアラズシテ、既ニ往ツテ居ル者ニマデモツレバ讓ツテ、少ナクシテツレバ補フ途ヲ付ケテ居ラヌト云フコトハ、抑、如何ナル理由デアラウカト云フコトヲ解スルニ苦シムノデアリマス、此點ニ向ツテ、冀クハ外務大臣閣下ノ明白ナル御答辯アラントラ希望スルノデアリマス、就キマシテハ唯今申シマシタコロノ、「セントルマン、アグリメメント」ナルモノ、協約ハドウ云フ内容デアリマスカ、冀クハ出來マスルナラバ其全部ヲ御示シアラントラ希望スルノデアリマス、(拍手起ル)次ニ伺ヒタイト思ヒマスコトハ、滿洲ニ於ケル門戶開放及機會均等ノ主義ニ關シテ、政府ハ日本ノ戰後滿洲ニ於ケル地位ガ、戰前ニ比シテ特殊ノ關係ヲ有スルニ至レルコトヲ、世界列國別ケテ米國ニ了解セシムルノ手段ヲ執リタルコトアリヤ否ヤ、若シ是ナシトセバ其理由如何ト云フ點デアリマス、歴史的事實ニ據ツテ考ヘテ見マスルノニ、門戶開放及機會均等ノ文字ノ現ハレマシタノハ、極ク近時ノコトデアリマス、彼ノ日清戰爭後各國爭フテ支那ノ内地ニ勢力範圍ト云フモノヲ樹テント致シマシタメニ、彼ノ支那國民ノ激昂

ヲ來シテ、義和團ノ騷動トナリマシテ、此騷動ガアリマシタ後、各國ノ方針ガ一變致シマシテ、ソレ以後ハ支那ノ領土保全ト云フコトヲ以テ主義ヲ樹テルコトニナリマシタ、其領土保全ト云フコトニ主義ヲ樹テルト同時ニ起リタルコトノ文字ガ、即チ門戶開放、機會均等ノ主義デアリマス、其當時日、英、米ハ最モ此點ニ向テ重ニ力ヲ用ヰテテアリマス、サウシテ此問題ヲ滿洲ニ當テメマシタノハ、ドウ云フ事情ノ下ニアッタカト申シマスナラバ、露西亞ガ彼ノ義和團ノ騷動ノ際ニ、既得ノ權利ヲ蹂躪セラレ、若クハ滿洲ニ於ケル鐵道ヲ破壞セラレル虞アリト察シテ、之ヲ擁護センガためニ、其鐵道ノ沿線、滿洲東三省ニ兵ヲ配置致シマシテ、既ニ義和團ノ騷動平ラギテ、四海靜穩ニナリマシタニモ拘ラズ、露西亞ガ其駐兵ヲ撤去シナイト云フコトデアリマシタガ故ニ、之ニ對シテ日、英、米ノ二國ハ最モ力ヲ加ヘテ、門戶開放、機會均等ノ主義ヲ唱ヘタノデアリマス、サウシテ事遂ニ和衷協同ノ裡ニ決スルコトガ出來スシテ、不幸ニ日露ノ開戦トナッタノデアリマス、サウシテ我邦ハ、即チ言葉ノ上ニ依リテ、今ノ主義ヲ貫カウト致シマシタケレドモ、出來ナカッタガためニ、武力ノ上ニ此主義ヲ貫イタノデアリマス、サウシテ今日ノ狀態トナリマシテ、我邦ハ「ボーツマス」條約並ニ北京條約ニ據リマシテ、特殊ノ權利ヲ此滿洲ニ於テ有スルニ至ッタノデアリマス、是ニ於テカ、日本政府ハ門戶開放、機會均等ノ主義ニ毫末ノ變化ハ來シテ居リマセヌケレドモ、日本ト云フモノガ、滿洲ニ於キマスルコトノ地位ハ、戰前ト大ニ異ナル點ガアリマス、此際日本帝國ガ、元ノ露西亞ノ地位ニ代リタモノデアルト想像セラレマスルコトハ、非常ナル迷惑デアリマス、ソレト同時ニ又日本ガ戰前ノ位置ト寸分違ハナイモノデアルト想像セラレルコトモ是又大ナル誤デアリマス、我邦ハ既ニ二十億ノ軍費ヲ使ヒ、十萬ノ生命ヲ犠牲ニシテ、現在ノ地位ヲ確立致シマシタノデアリマスルガ、此地位タルヤ、機會均等ノ主義ニ背馳セザル以上ハ、此現在ノ地位ト云フモノハ、特別ノ關係ヲ有スルニ至ッタモノデアルガ故ニ、之ヲ保護スルニ於テ、日本政府ハ斷乎トシテ其主張ヲ枉ゲテハナラヌノデアリマス、併ナガラ是等ノ事情ガ、若シ海外列國ニ知ラレテ居ラナイト云フコトデアリマスルナラバ、得テシテ其間ニイロクナ誤解ノ生ズルハ已ムヲ得ナイ、次第デアリマス、故ニサウ云フ誤解ノ起ラナイヤウニ、日本現在ノ地位ト云フモノニ付テ、十分ナル説明ヲ爲シ、十分ニ了解セシムルコト云フ手段ハ、政府ニ於テ執ラナケレバナラヌト信ズルノデアリマス、今回米國カラ提議シテ參リマシタニ付キマシテ、念フニ若シモ日本政府ガ十分ニ現在ノ日本ノ地位ト云フモノヲ、彼ヲシテ了解セシムルダケノ程度ニ明カニシテアリマシタナラバ、恐ラク起リ來ラナカッタト思フノデアリマス、故ニ果シテ政府ハサウ云フヤウナ精明ヲ爲サレタノデアリマスカドウカ、爲サレマセヌナラバ、ナゼ爲サレヌノデアリマスカ、縱令一度ヤ二度爲サレタコトガアツタニシテモ、彼ヲシテ十分ニ了解セシムルダケノ程度ニ、御説明ガ立ッテ居ラヌノデアラウカト思ハレルノデアリマス、其點ノ御説明ヲ請ヒタイノデアリマス、ソレカラ尙一ツ私ガ憂ト致シマスルコトコロノモノガアリマス、動モスレバ亞米利加ニ於キマシテモ、日本ニ於キマシテモ、一種ノ謬想ガアリマス、即チ日米ハ東洋ニ於テ商業上ノ關係相敵スルモノデアルト云フヤウナ考ヲ有ツモノデアリマス、是ハ誤レル思想デアラウト考ヘマス、斯ウ云フ思想ヲ有ツニ至リマシタ一ノ原因ト看做スベキモノヲ、私ハ旅行中ニ聞キマシタノデゴザイマス、滿洲ニ於キマシテ、戰役我日本ガ多少散在シテ居リマシタトコロノ軍票ヲ引上ゲルノ一手段ト致シマシテ、三井物産並ニ鐘ヶ淵紡績ノ共同事業トシテ、此滿洲ニ綿布ヲ輸出スルコトヲ計ラタノデアリマス、其運轉資本トシテ低利三分ノ利ヲ以テ貸與ヘテ、正金銀行ヲシテ其任ニ當ラシメテ、サウシテ遂ニ滿洲ニ於ケルトコロノ軍票ヲ首尾好ク引上ゲルコトガ出來タノデアリマス、是ガためニ日本ノ綿布ハ、滿洲ニ非常ナル勢力ヲ以テ擴マリマシタト共ニ、亞米利加ノ綿布

ハ逆比例ヲ爲シテ、殆ド全ク其陰ヲナクスルニ至ッタノデアリマス、是ニ於テカ、亞米利加ニ於キマスルコトコロノ綿服事業家ガ不平ノ聲ヲ放チ來ッタノデアリマシテ、滿洲ニ於ケル商業上ノ利益ハ、日本ノ壟斷スルコトコトナッテ居ルヤウナ誤レル思想ヲ以テ、之ニ當ラントシタノデアリマス、併ナガラ焉ヲ知ラン、此日本ガ滿洲ニ綿布ヲ輸出シマシタ、其綿布ノ原料タルモノハ何處ヨリ得タルモノカト云ヘバ、是ハ亞米利加ヨリ得タルコトコロノ綿デアリマス、亞米利加ノ原料ヲ以テ製シタルモノヲ日本ガ加工シテ、サウシテ米國ノ勢力ヲ發展シタノデアリマス、故ニ此間少シク考ヲ密ニシマスレバ、日米決シテ相敵スベキモノデアナイ、相競争スベキモノデアナクシテ、寧ロ相提携スベキ事實ヲ現ハシテ居ルノデアリマス、此點カラ考ヘテ見マシテモ、日本ト亞米利加ハ、東洋ニ於テ經濟上如何ナル地位ニ立ツベキヤト云フコトヲ考ヘマスレバ、決シテ是ハ相背馳スベキモノデアナクシテ、矛盾スルモノデアナクシテ、米國ノ彼ノ豐富ナルコトコロノ天產物ニ加フルニ、米國ノ低利ナル資本ヲ以テシ、而シテ米國內ニハ日本ノ如キ低キ勞働ヲ用ヰルコトガ出來マセヌ故ニ、之ヲ補フニ日本ノ勞働ヲ以テスルコトガ出來テ、即チ彼ノ長ト我ノ長ト共ニ一致セシメテ、共同ニ東洋ノ貿易ヲ發展スルコト云フコトニナリマスレバ、二者ノ間其利害ハ併行シテ、共ニ此利益ヲ受ケルコトガ出來ルニ相違ナイト思フノデアリマス、然ルニ今日ハ亞米利加ニ於テモ、日本ニ於テモ、動モスレバ平和ノ戰爭ト云フヤウナ無意味ナ言葉ヲ聞クノデアリマス、平和ノ戰爭トハ何ゾヤ、黒ノ白ト云フノデアリマス、無意味ノコトデアリマス、其ヤウナル漠然タルコトコロノ言葉ヲ用ヰルニアラズシテ、互ニ其長所ヲ寄セ合ウテ、サウシテ一定ノ方針ヲ以テ進ムコトニナリマスレバ、東洋ノ經濟社會ニハ日米ガドウシテモ提携シナケレバナラナイト云フ方針ヲ進シタナラバ、決シテ其間ニ誤解ハ起ルマイト思ヒマス、日米ノ間ニ決シテ親好ヲ破ルガ如キ危險ハナイト思ヒマス、斯ウ云フヤウナ方針ヲ取ルニ致シテ、外務省ハ——我政府ハ如何ナル定見ヲ有セラル、デアリマスルカ、此點ヲ伺ヒタイノデアリマス

〔拍手〕スル者アリ

〔外務大臣伯爵小村壽太郎君登壇〕

○外務大臣(伯爵小村壽太郎君) 唯今石橋君カラ御尋ノ要點ハ四ツアッタヤウニ記憶致シマス、第一ノ點デアリマスガ、移民制限ニ關シテ華盛頓條約ガアルト云フコトデゴザイマシタガ、斯ル條約ハ斷然ゴザイマセヌ、唯今米國ニ對スル移民ニ關シテ、政府ノ採ッテ居ルトコロノ處置ハ、一昨年来米國政府ト意見ノ交換ノ結果、帝國政府任意ノ處置トシテ執ッテ居ルトコロデゴザイマス、ソレカラ第二ノ此滿洲ニ於テ、帝國ガ占メテ居ルトコロノ——帝國ガ特殊ノ利益ヲ占メテ居ルトコトニ付テ、列國ヲシテ之ヲ了解セシムル手段ヲ採ッタカドウカト云フ御質問ト承リマシタガ、無論執ッテ居リマス、第二ノ御質問ハ日本ヨリ滿洲ニ輸出スル綿布ニ關シテ、政府ガ此爲替上ニ於テ特殊ノ便宜ヲ與ヘテ居ルト云フコトデゴザイマシタガ、斯ルコトハ斷然ゴザイマセヌカラ、其事ヲ茲ニ明言致シテ置キマス(ノウ)ト呼ブモノアリ)ソレカラ第四ハ日米共同ト云フコトデゴザイマシタガ、是ハ固ヨリ理想的ノ考デゴザイマス、此理想ヲ實行致シマスコトニ付キマシテハ、機會ノアル毎ニ之ヲ計ルコトハ怠ラヌノデアリマス、左様御承知ヲ願ヒマス

○尾崎行雄君 議長

○根本正君 議長

○議長(長谷場純孝君) 尾崎行雄君

○尾崎行雄君 唯今外務大臣ノ説明ニ對シテ、聊カ明瞭ヲ缺クトコロガアリマスカラ、一

二問ヲ出シテ御答ヲ願ヒタイ、ツレニ付テ二三回ノ應答ヲ許サレシコトヲ希望致シマス、第一ニ此米國政府ノ提議ト、滿洲中立トカ云フコトハ、語ッテ未ダ審ナラザルノ憾ミガアリマスガ、モウ少シ詳シク承ルコトハ出來マセヌカ、其提議トハ何ノ意味デアラカ、ドウ云フコトヲ云フテアルカ、又世間ノ云フ通り、鐵道ヲ中立ニスルコト云フ意味デアラナレバ、其中立ニスルコト云フコトニ付テノ實行手段ハ伴ウテ居ルヤ否ヤ、又ソレ等ガ伴ウテ居ラナイト云ハ、帝國政府ハソレ等ノ詳細ニ依ツテ、米國政府ト照會應答シタルコトガアルヤ否ヤ、外務大臣ノ言葉ニ依リ、少シク音聲不明瞭ノタメニ、聽取リ兼ネタル點ハ多クアリマスガ、本員ガ承ツタコトニ依レバ、日清及日露兩役ノ結果ヲ根本ノ二覆スガ如キ提議ニハ同意出來ナイト云フヤウナ意味ニ聽取リマシタガ、ツレハドウ云フコトヲ發議シタルデアラカ、我友好ナル米國政府ガ、日清及日露兩役ニ依ツテ成立シタル、滿洲ニ於ケル帝國ノ利益ヲ根本ノ二覆スガ如キ提議ヲナサウ旨ガナリ、本員ハ平生確信シテ疑ハナイノデアラカ、外務大臣ノ今ノ言葉ハ、果シテサウ述ベラレタルデアラカ、本員ハ左様ニ聽取リマシタルデアリマスガ、若シ之ガ過チデアリマスレバ、本員ノ過チデアラナレバ、無論聽達ヒトシテ寧ロ祝スルノデアリマス、若シ過チデナクシテ、果シテ根本ノ二覆スガ如キ提議デアラナレバ、其提議ナルモノハ、政府ノ職責トシテ、國民ニモウ少シ明瞭ニ、ドウ云フ提議デ、何故ニ根本ノ二覆スベキ性質ヲ有テ居ルカト云フコトヲ、明瞭ニスル必要ガアラウト思ヒマス（拍手スルモノアリ）故ニ帝國政府ガ受取ツタコトヲ提議ナルモノハ、ドウ云フ意味ノ提議デアラカ、ツレニ伴フコトヲ實行手段トウデアラカ、ツレニ對シテ帝國政府ハ如何ナル應答照會ヲ致シタルコト云フコトヲ、モウ少シ詳細ニ承ラナレバ、同意スル能ハザル旨ヲ答ヘタル云ハレマスケレドモ、提議其者ノ本體ガ分ラヌ故ニ、吾ニ於テハ果シテ同意シテ宜シイモノデアラカ、同意スベカラザルモノデアラカ、聊カ理解スルコトガ出來ナイノデアラカ、故ニ願クハ提議其者ノ實體ヲ、モウ少シ分ルヤウニ御説明ヲ願ヒタイ、又此實體ガ世間ニ傳ハテ居ルガ如キ、極メテ茫漠タルモノデアラカ、單ニ鐵道ヲ中立ニスルコト云フケケテ、ツレヲ實行スル方案等ガ伴フテ居ラヌモノナレバ、之ニ對シテ同意不同意云フコトハ、早計ニ失スルカト思フ、實行案モ伴ハズ、ドウ云フ意味ノ提議カト云フコトガ、ハッキリ分ラヌモノニ、同意スルコトカ、不同意トカ、同意シナイトカ云フ必要ハ少シモナイノデアラカ、況ヤ米國政府、我友好ナル米國政府ガ「ボーツマウス」條約北京條約ヲ覆スベキ、若クハツレニ抵觸スベキ提議ヲシヤウ旨ガナイデアリマセヌカ、若シ何等カノ提議ヲシタルナラバ、ツレガ若シ外務大臣ノ言ハレタル如キ提議ヲシタルナラバツレハ根本ニ於テ何等カノ誤解アリト認メナケレバナラス、其誤解ヲ來シタルコト云フ責任ハ恐ラクハ我震ケ關之ヲ負ハナケレバナラス（拍手起ル）若シ誤解ナクシテ提議シタルコト云フナラバ、其提議ハ必ズヤ好意的ノ提議デナケレバナラス「ボーツマウス」條約ニ違反セザルノミナラス、寧ロ「ボーツマウス」條約當然ノ結果トシテ來ルベキ提議ガ、米國政府ノ爲スベキ當然ノ提議デアラウト思フ、其條約ニ當然關係セラレタ現在ノ外務大臣ノ如キ、今回ノ提議ハ果シテ「ボーツマウス」條約ノ成立ノ性質、其結果カラ自然ニ來ルベキ提議デアラカ否ヤト云フ位ノコトハ、能ク承知ニナラナケレバナラス、本員トシテハ恐ラクハ今日ノ提議ハ「ボーツマウス」條約ガ招イダシタルコトヲ提議デアツテ、衝突セザルノミナラス、相關聯シタルデナイカト思フデアリマス、尙其根柢ガ明カニナリマスレバ、ツレニ對シテ尙説明ヲ求メタイノデアリマスガ故ニ、願ハクハ二三ノ應答ヲ許サレシコトヲ請ヒマス

（外務大臣伯爵小村壽太郎君登壇）
 ○外務大臣（伯爵小村壽太郎君） 唯今ノ尾崎君ノ質問ニ御答致シマス、米國ノ提議ニ關シマシテハ詳細ノ説明ヲ致ス時期ニ達シマセヌ、遺憾ナカラ唯今大體ノ事ヲ申上ゲマシタ以上ニ陳述致スコトハ差控ヘマス
 ○尾崎行雄君 ツレハ唯今本員ガ承ツタコトシテ、此處ニ述ベタルコトハ外務大臣ハ其通り述ベラレタルデアラカ、或ハ本員ノ聽達デアラカ、其中最モ大切ナルハ、日清、日露兩役ニ依ツテ打立テラレタル根柢ヲ覆スベキ提議ニ同意スルコトハ出來ナイト云フ意味ニ承リマシタガ、ツレハ如何デアリマスカ
 （外務大臣伯爵小村壽太郎君登壇）
 ○外務大臣（伯爵小村壽太郎君） 今回ノ米國ノ提議ハ、若シ實行ニナリマスレバ「ボーツマウス」條約ト、北京條約ニ依ツテ確立致シテ居ル事體ニ一大變動ヲ生ズルコト云フコトヲ申シマス、政府ノ見ルトコロデハ、斯ル結果ニナルト云フコトヲ信ジテ居ル譯デゴザイマス
 ○尾崎行雄君 然ラバ其提議ハ政府ハ實行シ得ラルベキ提議ト見ラレタデアリマス
 （外務大臣伯爵小村壽太郎君登壇）
 ○外務大臣（伯爵小村壽太郎君） 若シ實行ニナリマスレバ、ト云フ意味デゴザイマス
 ○尾崎行雄君 若シスルトスレバ宜イノデスカ
 （外務大臣伯爵小村壽太郎君登壇）
 ○外務大臣（伯爵小村壽太郎君） 實行ノ成否ハ此處テ私ハ申上ゲマセヌ、若シ實行ニナリマスレバ、斯ウ云フ結果ニナルト云フコトヲ申上ゲ
 ○尾崎行雄君 モウ一ツ、然ラバ實行案等ガ應答照會セラレタルコトガアルヤ否ヤ、今日ハ述ベラレテ宜イ範圍デアラカ、マダ其時期ニ達セザル範圍デアラカ、其事ヲ……
 （外務大臣伯爵小村壽太郎君登壇）
 ○外務大臣（伯爵小村壽太郎君） 最前申シマシタ通り、マダ今日ノ場合ニ於テハ、既ニ陳述致シタル以上ノ事ハ此處テ申上ゲルコトヲ憚リマス、左様御承知ヲ願ヒタイ
 ○尾崎行雄君 然ラバ一言、——聽誤リヲ其儘傳ヘルト、却テ世ノ中ニ害ヲ來スカト思ヒマスガ故ニ、私ハ述ベテ置キマス、此兩役ノ根柢ヲ覆スベキ提議デナク、實行セラレバ覆スベキモノデアラカ、外務大臣ガ觀察セラレタルコト云フコトハ、ツレハ了解致シマシタ、然ラバドウシテモ帝國政府トシテハ、此提議ハ實行シ得ラルベキモノデアラカ否ヤト云フコトハ、ドウシテモ慎重ノ考慮ヲ費サナケレバナラス答ト思ヒマス、若シモ未ハ果シテ善クモ惡クトモ、實行セラレヌモノデアラカト云フコトガ、略ク分テ居リマスレバ、之ニ不同意ヲ言フノ必要ヲ本員認メテ居ラヌデアリマス、例ハ露西亞皇帝陛下カラ——露西亞政府ヨリシテ、平和會議ト云フ提議ガアツタ、此萬國ノ平和ヲ維持スルコト云フ彼ノ會議ノ提議ガアリマシタ、之ガ直ニ其儘實行セラレ、モノデアラカ否ヤト云フコトヲ問ウタナラバ、今日マデ尙實行セラレザルガ如ク、將來ニ於テモ直ニ實行スルコトノムツカシイコトハ分ツテ居ル、サウ云フ問題トシテ、直ニイヤ、實行出來ナイ、不同意デアルト云フノ必要モナイ、實行セラレバ大變ノ利益デアラカラ不同意デアルト云フノ必要ハ尙更無イノデアリマス、輕ク同意シテ居テモ宜イ、誠心誠意力ヲ盡シテ、其方針ニ向テ歩ヲ進メヌモノ宜イノデアラカ、今回ノ米國政府ノ提議ニ付テハ、世間傳フルトコロノ如クナレバ、鐵道ヲ中立シタイト云フノデアラカ、其事ハ本員ハ米國政府ノ好意ニ出テ、善意ニ出テ答トコトハ疑タノデアリマス、世間或ハ神經質ノ患者ノ如キハ、他國一言發スレバ、直ニ之ヲ以テ惡意ニ出テ答ルガ如ク感ジテ驚ク者モアリマスガ、薄ク見テ幽靈ト問違ヘルガ如キ、サウ云フ人間ハ始終アルデアリマス、併シ此等ハ國民ノ一小部分トシテ、齒牙ニ掛ケヌテ宜イノデアリマス、五十年ノ期間特別ノ和交ヲ保チ、親密ノ關係ニ至ツタ米國政府ガ、一朝ニ俄然

「ボーツマウス」條約、北京條約ノ根柢ヲ覆スベキ 實行セラレバ覆スベキト外務大臣ハ云ハレマシタガ、サウ云フ提議ヲ米國政府ガ爲サウ答ガナイノデアアル、若シ爲シタトスレバ、其根柢ハ我外交政策ノ過テト云フモノガ伏在シテ居ル、ソレガ伏在シテ居ルガ故ニ、此ノ如キコトヲ惹起スノデアリマス、拍手起ル、決シテサウ云フ無法ノ提議ヲ爲スベキ道理ガナイノデアアル、故ニ此等ノ提議ニ付テハ、虚心平氣ノ考テ、善意カラ出タモノハ善意デアルト我ハ認メルコトガ必要デアアル、況ヤ外交上ノ働キトシテハ、禍ヲ轉ジテ福ト爲スト云フコトハ通常シナケレバナラヌコトデアアル、禍ニテモ福ニシナケレバナラヌモノデアアル、善意カラ出タリト認ムベキ者ヲ、飽マデモ惡意カラ出タルガ如ク、之ヲ實行スレバ前條約ノ根柢カラ覆ス、言葉ヲ換ヘテ云ハ、「ボーツマウス」條約ハ日露戰役ノ結果デアアル、アノ大犧牲ヲ供シタル結果ヲ覆シテ無効ニスベキ提議ヲ米國政府ガ突然發スルト云フコトハ、常識カラ考ヘテ有ルベカラザルコトデアアル、神經患者ノ外ハ左様ニ妄想ヲ逞ウスベカラザルモノデアアル、然ルニ此様ニ誤解ヲシテ、又其實行ノ方法ノ有ルヤ否ヤモマダ分ラズ、到底實行スルコトノ出來ナイ提議デ、平和會議ノ提議ト同シヤウナ、誠ニ世界人道ノ大メ賀スベキコトデアルケレドモ、先ツ當分實行ノ出來ナイモノデアアルカモ知レヌ、ソレ等ニ對シテ、マダ同意スルコトハ出來ナイ、實行ノ出來ナイモノヲ同意スルコトガ出來ナイト答辯ヲ爲スノ必要ハ何處ニ在ルノデアアルカ、此等ノ事ハ好意ハ好意トシテ、好意ヲ謝シ、而シテ日月ヲ經過スレバ、自然其儘ニ終ルカモ知レナイ、或ハ到底實行出來ナイトスレバ、米國政府自ラ之ヲ撤回スルカモ知レヌ、我自ラ進シテ人ニ不愉快ヲ與ヘ、同意デアルトカ、拒絕デアルトカ、サウ云フ外交上ノ不穩當ノ舉動ヲ爲スノ必要ヲ見ズシテ、其問題ハ能ク片付カカモ知レマセヌ、國トシテ提議ヲナシ、ソレニ對シテ咄嗟ニ不同意ト云フ返答ヲ得テ喜ブ國ガ何レノ處ニアリマス、苟モ體面ヲ重シズル人ハ、其言葉ヲ如何ニ巧ニ言ヒ、迴サウトモ、拳ヲ上ヲ如何ニ天鷲絨ノ手袋ガ幾重ニ包ンデ置カウトモ、ヤハリ下ニハ拳ノアルト云フコトヲ感ズルノデアリマス、言葉ノ如何ニ拘ラズ、不同意ハ即チ不同意デアアル、堂々タル一國ガ提議ヲナシテ、之ニ不同意ヲ正面カラ入ル、ト云フコトハ、其國ノ榮譽デアアルカ、將タ不名譽デアアルカト云フコトハ、三尺ノ童子ト雖モ明ニ了解スベキ點デアアル、是等ノ問題ニ付テ、恰モ何カ急ニ答ヘナケレバ直ニ事件デモ起ルガ如キ周章狼狽ヲ致シ、マダドウ云フ手段デドウカト云フ眞意モ分ラヌ間ニ、直ニ不同意ナド、云フコトヲ述ベ、他人ガ善意ヲ以テ日本ノため、露西亞ノためニモ、將タ世界平和ノためニモナルカト考ヘテ爲シタコトヲ、イヤ、是ガ實行セラレバ我戰役ガ無効ニナルベキ提議デアアルガ如ク、何デモナイモノヲ見テ幽靈ノ如ク認メテ、之ヲ斬付ケルト云フコトハ何ノ目的デアアルカ、本員ハ一切其理由ヲ解釋スルコトガ出來ナイノデアリマス、帝國政府ノ外交ノ最モ主眼トスベキトコロハ、日英同盟ヲ鞏固ニスルト同時ニ、日露ノ關係ヲ漸次親密ニ導キ、續イテハ又、ソレト並ニ日本ノ動モスレバ下等社會、輕躁ニシテ事ヲ誤ルトコロノ徒輩ガ、不穩ノ言動ヲ爲スノヲ制止ス、此關係ヲ從前ノ如ク維持スルノミナラズ、益之ヲ善クシテ往クト云フノガ帝國外交ノ主眼デアリマス、是ガ一番大切ナル點デアリマス、日米ノ關係ガ、他ノ躁舉事理ヲ辨ゼザル徒輩ノためニ、殊ニ輕躁ナル惡質ノ、惡ルイ性質ヲ持ツ新聞記者等ノためニ、漸次不良ニ赴キツ、アルト云フコトハ、彼ノ國ニ在リテモ、我帝國ニ在リテモ、識者ノ共ニ、憂慮スルトコロデアアル、外務省ガ其輕躁ナル人ノ言動ニ裏書ラスト云フガ如キハ、本員ノ甚ダ遺憾ニ堪ヘナイトコロデアリマス、故ニ是ハ何等カノ誤解、若クハ一時ノ言違ヒデアラウト思ヒマス、決シテ深イ關係デハナカラウト思ヒマス、故ニ、敢テ外務省ヲ強ク非難スルノ必要ヲ認メナイガ、(拍手起ル)免ニ角此ノ如キ問題ニ對シテハ、サウ「ホステリー」的ニ騒ガズニ、善意カ惡意カノ區別ヲ靜ニ考ヘテ、善意ハ善意トシ、惡意ハ惡意トシテ、之ニ餘リ怒ラナイヤウニ、相

當ノ處置ノアルコトヲ希望スルノデアリマス、今回ノ事ハ既ニ過去トデアレバハ仕方ガナイ、併ナガラ日本帝國中ニハ本員ノ如ク考ヘテ居ル者、彼ノ鬻ヲ徒ヲ除イテ、本員等ノ如ク親切ニ、公平ニ考ヘテ居ルモノハ、平生言葉ヲ多ク發セザル者ノ中ニ多數ヲ占メテ居ルト云フコトハ、此處ニ於テ述ベテ置ク必要ガアリマス(拍手起ル)

○議長(長谷場純孝君) 大石正己君
○大石正己君 御尋ヒマスガ 外務大臣ニ「登壇々々」ト呼フ者アリ
先程ノ御報告ニ依リマス、最早米國ニハ回答ヲ與ヘテ一段落著イテ居ルサウデアリマス、此前後米國ト交渉ヲサレテ書類ヲ御示シナシテハ如何デアリマスカ、サウ致シマスレバ、自カラ米國ヨリ我國ニ申込シテ來タツトコロノ趣意アルトコロモ明瞭ヲ致シマス、又之ニ對シテ我帝國ノ答ヘラレタ簡條モ分ツテ來レバ、自然ト諸君ノ質問ヲセラル、如キ趣意モ能ク意思ノ通ズルコトデアラウト考ヘマス、私ノ希望ハ、此最近ノ米國ト交渉シタ前後ノ書類ヲ御示シナシテ希望シマス、モウ一ツハ既ニ昨年日露ノ問ニ懸案ニナツテ居ル數多ノ事件ヲ結了サレタ、此事モ尙書類ヲ 其交渉談判ノ始末書類御示シナシテ居ルコトヲ希望スル、斯ク申スト、先程ノ議員ノ質問ニ對スル御答ノ態度カラ察スルト云フコトハ、清國ト日本トノ懸案ヲ解決セラレタコトニ付テハ、最早其書類ヲ示サレタコトヲ以テモアルマイ、又米國トテモ其通り、茲テ回答ヲシテ一段落著イタ以上ハ、マダソレヲ言フ時期ガ來ヌト云フ理由ハ見出サナイ、既ニ之ヲ言フベキ時期ガ來タニ依ツテ、此議會ニ御報告ヲナサル、譯デアアル、殊ニ外務大臣ノ日清日露條約ノ根本ヲ破壞センコトヲ恐ル、ナド云フヤウナ御言葉ヲ發スルヨリハ、亞米利加カラ申シタ通りノ事ヲ御示シナシテ、我國ノ答ヘタリノコトヲ御示シナシテ云フコトハ、少シモ國ニ對スル感情ヲ損ヒ、外交上ノ危險ヲ感スル恐ルハアルマイト本員ハ信ズル、因テ此兩件ノ書類ヲ御示シナシテ、吾モ亦其書類ヲ見タ上、質問ヲスルトコロハ、質問ヲ致サウト考ヘマス、免ニ角今御報告ニナシタコトコロハ、世間ノ新聞ニ亞米利加カラ申込マレテ、日本ガ回答ヲシタゲナ、斷ツタゲナト云フメケノコトデアラ、一向他ノコトヲ見出サヌ、態ノ外務大臣ガ議席ニ御出張ニナツテ御報告ニナル程ノ必要モナイヤウデアリマス、今ハ今メケノ御話デアラウト思ヒマス、ソレデ此二件ハ御尋ヒ致シマス、其中米國ニ關聯シテ石橋君ヨリノ質問ニ對スル御答ハ、甚ダ本員ニ於テハ了解ヲシナイ、移民ノコトニ付テハ亞米利加ト條約ハシテ居ル、日本ノ任意ニ依ツテ其差引加減ヲスルト云フ、斯ウ云フ御話デアアルガ、其任意ニ依ツテ日本ノ渡米者ヲ殆ト絶對的ニ止メテ居ル、其止メテ居ルト云フ御趣意ハドウ云フ方針デアアルカ、日本ノ政府トアツテ、日本ノ臣民ガ外ニ出テ、或ハ働キ、我ハ稼グ、又一人デモ日本ノ臣民ガ外ニ出テ、移民ナリ、又商工業ナリ、一人デモ外國ニ出テ働クト云フ途ガ開クト云フコトハ御互ニ是ハ喜ブベキコトデアラ、最モ獎勵スベキコトデアラ、(拍手起ル)其出ヤウト云フ、又其出テ働クメケケノ信用ヲ有ツテ居ル人問フ、心地デア、任意デ止メナケレバナラヌト云フ御方針ガ抑、吾々ニハ了解ヲシ兼ネル、ソレマデ此方ガ干涉ヲシテ、亞米利加ノ勞働者社會ノ歡心ヲ買ハナケレバナラヌト云フ必要ガアルカ、ドウ云フ風ニソコヲハナサレ政府ノ御方針デアアルカ、移民ニ對シ、且ツ渡米同胞ニ對シテ制限ヲ加ヘラレ、而モドウモ過度ニ加ヘラレ、其御趣意ガ一向分ラヌ、ソレカラシテ滿洲ニ於テ日本ノ特殊ノ位置ヲ歐米各國ニ知ラシムル手段ヲ執ツテ居ル、執ツテ居ルト云フメケケノ御答デア、執ツテ居ラヌト云フ方ノ今御質問ニナツタ方ノ理由ハナカ、確實デアアル、事實デアアル、ソレヲ打消スメケケノ御辯明ガナケレバ一向其質問ニ對スル答辯トハ看做サヌ、一向執ツテ居ルヤウニモ見エナイ、吾々カラ考ヘテモ、

若シ果シテ其手段ヲ十分執ツテ居ラレタラバ、今日ノヤウナ誤解ハ起ラヌト思フ、亞米

官報號外 明治四十三年一月二十八日 衆議院議事速記第四號 尾崎行雄君、大石正己君ノ質問

六九

利加が鐵道中立ノ提議ヲシテト云フモノハ、ドウ云フ譯デア、日本ガ滿洲ニ於テ利益均等、門戶開放ノ政策ニ反イテ形跡ヲ見サルト云フヨリシテ、亞米利加ガ此提議ヲ爲シタノデア、若クハ日本ト云フ國ハ、殊ニ日本政府ハ、隨分移民ノ排斥、日本人排斥等ノ列國ニ於テハ堪ヘラヌ事マデツレバ、壓ヘ付ケテ堪ヘル國デア、殊ニ日本ノ外交ハ「ボーマウス」以來ナカク、歐羅巴人ノ耳目ヲ驚カサユナ忍耐力カアル外交デア、ソコ等ニ依テ、此中立問題ヲ持ッテ行ッテモ日本政府ハ躊躇スレデアラウ、若クハ受ケルデアラウト云フ覺悟ガアテ來タノデア、コ、ラアタリハ餘程研究スベキ問題デア、吾輩ハ徒ニ亞米利加人ノ感情ヲ害シヤウトハ思ハヌケレドモ、殊更ニ亞米利加人ヲ褒メテ、亞米利加人ノ人氣ニ觸レヌヤウニ努メル必要モ認メテ居ラヌ、我國ニ對スル相當ノ禮儀相當ノ公法上ノ條理ニ依ッテ來タレバ、我モ亦相當ノ條理ヲ盡シテ待遇スルダケデア、若シ彼ノ亞米利加人ガ、人道ニ反キ日本帝國ノ面皮ヲ害スルヤウナ事ガアルナラバ、何トカシテ吾々ハ對シナケレバナラヌ、(拍手起ル)餘リ外務大臣ノ外交的辭令ガ婉曲デア、果シテ要領ヲ得テ居ラヌノデア、ソコ等アタリハ疑問デア、免ニ角モウ少シ明瞭ニ斯ウ云フ事ニハ御答ニナルガ宜シカラウ、先程註文シタニ箇條ノ始末書ハ、近日是ハ御出シニナル運ビニナルカナラヌカ、ソコ等ヲハッキリ御答ヲ願ヒタイ

〔外務大臣伯爵小村壽太郎君登壇〕

○外務大臣(伯爵小村壽太郎君) 唯今大石君ノ御問デゴザイマス、今回ノ鐵道中立問題ニ關スル事ハ、最前申上ゲタ通り、今日未ダ之ヲ發表スル時機ニ達シマセヌ、又滿洲諸懸案ニ關スル書類ハ是ハ當分發表シナイ方ガ日清兩國ノ利益ト考ヘテ居リマスカ、發表致シマセヌ

○議長(長谷場純孝君) 新聞社通信社行賞ニ關スル件——大橋頼摸君

〔大橋頼摸君登壇〕

○議長(長谷場純孝君) 御諮リ致シマス、豫算委員長長嶋山和夫君ヨリ本會議中ニ豫算委員會ヲ開キタイト云フ御請求ガアリマス、御差支アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕

○議長(長谷場純孝君) 御差支ハナイト認メマスカラ其通り決シマス

○大橋頼摸君 本員ハ新聞社通信社ノ行賞ニ關シマシテ、政府ニ質問致シタイト考ヘマス、其質問ノ要點ヲ分チマシテ五點ヲザイマス、第一ノ事項ハ「明治三十七八年戰役ノ功勞ニ對シテ政府ハ明治四十二年十二月二十九日附官報ヲ以テ新聞社通信社ニ對シ金杯若クハ銀杯ヲ下賜セラル、旨發表セラレタリ、右ハ新聞社通信社ニ對シテ相當ノ行賞ナリト認ムルカ」斯ウ云フデアリマス、此三十七八年ノ戰役ニ際シマシテ我全國ニ於ケル新聞社ガ勉メテ此戰役ノ事ニ關シマシテハ或ハ東京大阪ノ有力ナル新聞ニ於テハ、態々戰地ニ新聞記者ヲ派遣シ、又ハ他ノ通信方法ニ依リマシテ、此戰役ノ事ニ付キマシテノ功勞ハ、少カラヌ事ト考ヘマスノデアリマス、其當時ニ於ケル新聞社ガ社會ニ對シテ士氣ヲ奮興セシメ、忠君愛國ノ鼓舞獎勵ニ勉メ、此戰役ニ對シテハ實ニ雄大ナル筆ヲ揮ッテ、國民ノためニ全ク盡瘁シタル功勞ハ、蓋シ陸海軍ノ軍人若クハ或ル行政官等ガ國民ニ盡シタル功勞ヨリ以上ノ功績アルコトヲ私ハ確信シテ疑ハナイトコロデアリマス(拍手起ル)斯ル功績ガアルニモ拘ラズ、政府ハ之ヲ行賞スルニ方リマシテ、第一ニ海陸ノ軍人、是ハ固ヨリ直接其戰事ニ從事シタモノデゴザイマスカラ、之ニ賞與ヲ與ヘ、若クハ之ニ勳章ヲ與ヘルト云フコトハ當然デゴザイマスナレドモ、此日露戰役ノ效果ハ、總テノ總花主義ニ、行政官即チ地方ニ至リマシテハ知事、郡長、市長村長ニ至ルマデ相當ノ行賞ヲシタデアリマセヌカ、然ルニ此最モ多大ナル國家ニ功勞アル新聞社ニ

對シテ、今日マテ賞與ガナイト云フ事柄ハ不可思議ニ存ジテ居タノデア、然ルニ昨年十二月二十九日ヲ以テ發表セラレタコロニ依ルト、是等新聞社ニ對シテ僅カニ金杯若クハ銀杯ヲ以テ此賞與ハ、足レリトシテ政府ハ見テ居ラレカ、吾々ノ見ルトコロニ依レバ、慥カニ新聞社ノ功績ナルモノハ、彼ノ軍人ト之ヲ比較スレハ金鷄勳章ヨリ以上ノ行賞ガアツテモ差支ナイモノデア、深ク信ジテ居ルノデア、然ルニソレ等ノ新聞社ニ對シテ、僅ニ申譯ノニ金杯若クハ銀杯ヲ打拂フト云フハ、新聞社ニ對スル行賞ハ薄キニ失シハナイカト云フ疑ガアルノデア、由來新聞社ハ、無冠ノ帝王ヲ以テ自任シ、無位無爵ヲ以テ天職ヲ完ウシ、毀譽褒貶ニ拘ラズ之ヲ新聞ハ社會ニ發表ヲ致シマス、敢テ賞ヲ受ケルト受ケザラントニ依テ、筆ヲ二三ニスルモノデゴザイマセヌカ、元來新聞社ニ政府ガ對スルコトコノ行賞ハ、唯ダ申譯ニ失シテ居リハシナイデア、而モ尙且之ヲ相當ノ行賞ト認メテ居ラレカト云フ事ヲ深ク政府ニ問ハント欲スル次第デゴザイマス、次ニ第二ニ於キマシテハ、新聞社通信社ノ行賞スルニ當リテ、金杯一組、金杯一箇、銀杯一組此三ツニ區別セシハ如何ナル趣意ナルカ、此行賞ヲ致シマスルニ此ノ如ク三種ニ分ケマシタルモノハ、是ハドウ云フ趣意カラ分ケタノデア、カト云フコトハ是ハ問ハントスルノデア、第三ニハ行賞ニ等級ヲ付セシハ、政府ハ新聞社、通信社ノ經營狀態、新聞發行紙數高等ハ事實ニ就テ之ヲ調査致シタルデア、果シテ之ガ調査ヲ遂ゲタリトセバ、其均衡ヲ失スル甚シモノガアル、政府ハ何ヲ標準トシテ此等級ヲ附ケラレタノデア、是ハ行賞スルニ當リテ、前ノ如ク三種ニ之ヲ區別シテ此等級ヲ附ケラレタノデア、政府ハ能ク其新聞社ノ經營、通信社ノ經營狀態等ヲ詳ニ之ハ調査シタルデア、前ニモ申ス通り、東京大阪ノ有力ナル新聞ト、或ル地方ノ新聞ト區別スルコトハ、固ヨリ是ハ區別スルニシテ、差支ハゴザリマセヌケレドモ、又區別スルノモ相當デアリマセウナレドモ、地方ニ至リマシテハ全ク玉石ヲ混同致シマシテ、就中其地方ノ新聞ニ於キシテハ或ル新聞ガ一日ノ發行紙數高ト、或ル新聞ガ一月發行致シマスル紙數高ヲ併算スルモ尙及バナイトコロ、新聞ト同一シテ、而モ同一ノ賞與ヲ與ヘタルヤウニ存ジマスルノデア、現ニ地方ニ於キマシテハ有力ナル新聞ニ於テハ、東京、大阪ノ有力ナル新聞ト肩ヲ列ベ、若クハ是ト對等ノ設備ヲシテ發刊シテ居ルモノガゴザイマス、今日賞與サレタル其中ヲ見ルト、中ニハ菊版八頁若クハ十二頁ノ新聞マデモ這入ッテ居リマス、ソレ等ノ新聞ハ一日ノ發行紙數高ニ於テモ僅ニ千枚内外、若クハ又或ハ日刊新聞ニアラズシテ隔日若クハ週刊ニ出シテ居ルト云フ新聞モ見エテ居ルヤウデゴザイマス、ノミナラズ是等ノ新聞ハドウデア、カト云ヘバ、戰時ニ於キマシテハ、唯一ノ一回モ號外ヲ出シタルコトナク、僅ニ東京、大阪ノ諸新聞ヲ或ハ切抜シ、若クハ號外ヲ竊取シテ、翌日若クハ翌々日ニ其新聞ニ掲載シテ僅ニ一局部ニ之ヲ配付シタニ過ギナイデア、斯ル新聞ト、免ニ角相當ノ設備ヲシテ、相當ノ金額ヲ使ッテ、相當ノ記者ヲ置イテ、ソレノ國家ノためニ致シタルモノト同一ノ賞與ヲ爲スト云フモノハ、實ニ玉石混淆亦啻ナラナイコトデア、私ハ信ジマスノデア、斯様ナ譯デア、ルニモ拘ラズ、政府ハ何ヲ標準トシテ之ニ等級ヲ付シテ之ヲ渡シタルデア、是ハ私ガ深ク問ハントスルコトデアリマス、現ニ此頃モ私ノ處ハ或者ガ書ヲ寄セマシテ、其書面ヲ見マスト、是ハ私ハ又此新聞社ノ見本新聞開一ツ手ニ入レマシタガ、實際ノ内容ハ存ジマセヌカ、或ハ諸君ノ中ニハ御關係ノアル諸君モアルカモ存ジマセヌカ、京都府下舞鶴町カラ發行スル丹州時報社ト云フ新聞ノ社長カラ私ノ所ヘ書面ヲ寄セテ曰ク、此新聞ハ戰時ニ於テハ十二頁ノ新聞デア、而シテ其當時ニ於テ東京ノ帝通社カラ通信ヲ取ッテ、サウシテ號外ヲ發刊シタルデア、然ルニ今回ノ賞與ニ漏レテ居ル、敢テ賞與ヲ望ムノデ

ハナイケレドモ、吾々ノ新聞ハ行賞ニ漏レテ居ルノデアル、加之其當時ニ於テ戰地ニハ此新聞ヲ輸送シテ現ニ軍隊ヨリハ感謝狀マデモ貰テアルノデアル、然レニ何故カ行賞ニ漏レテ居ルト見レバ、山陰ノ米子町テ發刊シテ居ルトコロノ菊版八頁ノ或ル新聞ハ、而モ銀杯一組ノ賞與ヲ受ケテ居ルノデアル、我社ハ何故ニ行賞ニ漏レテ居ルノデアルカ存ゼヌガ、御參考マデニ私ニ書面ヲ寄スト言フテ、詳細ノ事項ヲ書イテ寄越シマシタガ、果シテ之ガ事實ナリトセバ、政府ハ何ヲ標準トシテ、或ル菊版八頁ノ新聞ニハ之ヲ賞與シ、號外ヲ以テ始終配付シテ、而モ十二頁ノ新聞ハ、此行賞ニ漏レタカ、是等ノ點カラ見ルモ、其行賞ハ杜撰デアッタト云フコトヲ證明スルニ私ハ足ルモノト考ヘマス、第四ニ各宗派ト新聞社通信社ニ於ケル行賞ハ、均衡ヲ失セルモノ、如シ、而モ尙適當ノ行賞ト認ムルカ、十二月二十九日ニ發表致サレマシタ行賞ヲ見マスルト、各宗派ト新聞社ニハツレノ行賞ヲシテゴザイマスルガ、茲ニ一々名前ハ中シマセヌガ、或ル何宗派、或ハ何々教、何々神社トカ是等ノモノニ向テノ賞與ハ、或ハ錦地ニ卷テハ金杯一個、斯様ナ賞與、而シテ新聞社ノ方ハドウデアアルカト云フト、新聞社ノ方ハ有力ナル新聞デモ金杯、其他ハ總テ玉石混淆デ、銀杯ヲ打消シテアルガ、一遍ノ讀經ヲ唱ヘ、御施餼鬼ヲ致シタルタメニ是ハ金杯ニナル、活キタル活動ヲシテ大ニ士氣ヲ奮興シテ、忠君愛國ニ努メテ、此軍ニ赴ク兵士ノ者ニ於テモ、彼ハ孝行ノ者デアル、忠義ナ者デアルト云フテ、新聞社ガ或ハ寫眞版ニ若クハ木版ニ、其兵士ノタメニ大ニ努メテ、國家ノタメニ鼓舞誘導シタル、活動シタルトコロノ新聞社ニハ、僅カナ讀經ヲ唱ヘタ者ヤ、若クハ水ヲ裸體ノ儘ヲ浴ビテ、僅ニ愚夫愚婦ヲ慰藉シタル者ヨリ以下ノ銀杯ヲ與レテアル、是等ハ誠ニ日ヲ同ウシテ語ルベカラザル不公平ナ處置デアアルトハ私ハ斷シテ疑ハヌノデゴザイマス、斯様デアアルモ尙新聞社ト云フモノニ對スル行賞ハ相當デアアルカ、一體政府ハ新聞社ヲ以テ蛇蝎視スル如クデアツテ、今ノ何々教會ノ、僅ニ愚夫愚婦ナドヲ慰安スル者、若クハ是等ノ者ヨリ以下ニ見ラレト云フコトハ、實ニ吾々ガ新聞ヲ經營スル上ニ於テモ嘆ハシク、且ツハ政府ガ此ノ如クマテ視ラレカト思フナラバ、寧ロ斯様ナ賞與ハ受ケザルノ優レルニ如カズト思フ位デゴザイマス、此點ハ果シテ均衡ヲ得テ居ルノデアルカ、得ザルノデアルカ、之ヲ深ク問ハントスル次第デゴザイマス、第五ニハ新聞社ト通信社ノ代表者及ビ從軍記者ガ行賞ニ漏レタルハ、何故ナルカ、此新聞社ニ付キマシテハ此金杯、銀杯ノ賞與ヲ出シテアル、假リニ之ガ相當ノ賞與ナリトシタトコロガ、新聞社ノ代表者即チ社主デアリ、社長デアアル、是等ノ者ニ向テ何等ノ行賞ノナイノハドウ云フ譯デアアルカ、經營者ハ即チ多大ノ資本ヲ投シ、多大ノ金額ヲ費シテ、ソレノ記者モ派遣致シ、此日露戰爭ノ當時ニ於テハ號外等ヲ出シテ、何レノ新聞社ニ於テモ多大ノ金額ヲ費シテ居ルノデゴザイマス、然レニ此代表者ガ行賞ニ漏レタルハドウ云フ譯デアアルカ、斯ク申セバ、ソレハ新聞社ト云フモノニ與ヘタルノデアル、故ニ其新聞ハ記者ガ書クノデアル、營業者ガ之ヲ販賣シテ居ルノデアルカラ與ヘヌト云フカモ知レマセヌガ、然ルナラハ此行政廳ノ知事、郡長或ハ市長、町村長ト云フ者ニ行賞ヲ與ヘルノニ、是ハ知事ガ一人テ出來ルモノデナケレバ、郡長市長、町村長ガ各一人テ出來ルモノデハナイノデアル、ソレノ屬僚屬吏ガ之ヲ助ケタノデアアルカラ、新聞社ニ對スル筆法ヲ以テシタナラバ、何縣廳、何郡役所、何市役所ト云フモノデ差支ハナイト思フ、既ニ是等ノ者ヲ代表者ヲ以テアル以上ハ、此新聞社ノ代表者ニモ相當ノ行賞ヲスルハ當然デハナカラウカ、而シテ又此從軍記者デアアル、從軍記者ハ千軍萬馬ノ間ニ奔走シ、風雨ニ曝ラサレ、寒暑ヲ冒シテ軍務ノ事ヲ偵察シ、以テソレノ内地ニ之ヲ報道ヲ致シ、其報道ハ以テ天下社會ノ萬民ニ通報ヲ致シタルコトデアツテ、肩ニ銃劍ヲ帶ビザルモ、實ニ生命ヲ犠牲トシ、一タヒ誤レバ生

命ヲ奪ハレル、此ノ如キ危險ヲ履ンデ從軍記者ハソレノ國家ノ爲メニ木分ヲ盡シタルデアリマス、決シテ是ハ金錢問題ヤ、彼ノ勞働的ノ仕事テ出來ル譯デアナイ、全ク忠君愛國ノ至誠ヨリ、國家數千萬ノ人民ノタメニ筆ヲ執テ内地ニ之ヲ報道シ、以テ各人民ノ士氣ヲ鼓舞誘導シ努メタルノデアル、斯様ナ實ニ躬親ヲ銃劍ヲ執ラザルモ、ヨリ以上ノ功績アルトコロノ從軍記者三何等行賞ヲ與ヘス、如何ニモ戰地ニ參テシタ事ハ、醉狂ニテモ參タルガ如ク思ハレト云フモノハ、從軍記者ノ身ニ取リ、且各新聞社經營上ヨリ見テモ、甚ダ慨ハシイ次第デアルト思フ、是等ノ者ニ行賞ヲシナイノハドウ云フ次第デアアルカ、是レ深ク問ハントスル次第デゴザイマス、以上ノ五點、即チ第一ハ新聞社ニ對シテ僅ニ金杯銀杯ヲ行賞シタルハ、是デ新聞社ノ功勞ニ對シテハ十分ナリト政府ハ認メテ居ルノデアアルカ、第二ニ當ツテ、此三種ニ區別シタルハ如何ナル趣意ヨリ之ヲ區別シタルデアアルカ、第三ニ於テハ、此等級ヲ立テタリトシタナラバ、宜シク其新聞社ノ經營ノ狀態、發行ノ紙數等モ詳シク調ベタルデアアルカ、只一片ノ報告ニ依リ、碌サマノ調査モセズニ、所謂米モ麥モ一ツノ中ニ叩込ンデ賞與シタルデアアルカ、第四ニ於テハ、各宗派ト新聞社トノ關係ハ前申ス通りデアアルニ拘ラス、然ルニ斯様ナ或ル教會、或ル神社ヨリモ以下ノ賞與ヲ與ヘタト云フコトハ、ドウ云フ次第デアアルカ、次ニ最後ニ於テ、新聞社ノ代表者並ニ從軍記者ノ功績アル者ニ對シテ賞與ヲシナイト云フノハドウ云フ次第デアアルカ、既ニ是ハ代表者及從軍記者ノハ後ヨリ、ヨリ以上ノ行賞ヲナサルト云フ趣意デアアルカ、既ニ是等ノモノハ行賞セザルモ問ハナイトシテ居ルノデアアルカ、此點ニ向テ政府ハ明瞭ナル答辯ヲシテ、吾々新聞社界ニ對シテ満足ナル御答辯アラントラ望ム次第デアリマス

○議長(長谷場純孝君) 日程第一、遠洋漁業獎勵法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キ、議案ノ朗讀ハ省略シマス、大浦農商務大臣

第一 遠洋漁業獎勵法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス以下之ニ依ル)

遠洋漁業獎勵法中改正法律案

第一條中「十五萬圓」ヲ「二十萬圓」ニ改ム

第五條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

主務大臣ハ船舶ノ用途及設計ヲ參酌シ前項獎勵金ノ率ニ差等ヲ設クルコトヲ得

第十一條第一項ヲ左ノ如ク改ム

遠洋漁業ノ指導監督、遠洋漁業練習生ノ養成及漁港ノ調査若ハ設計ノ爲必要ナル費用ハ第一條ノ金額中ヨリ之ヲ支出スルコトヲ得

第十四條中「三年以下」ノ重禁錮又ハ千圓以下ノ罰金」ヲ「三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金」ニ改ム

第十六條 削除

第十九條中「禁錮」ヲ「懲役、禁錮」ニ改ム

第二十一條中「八箇年」ヲ「十五箇年」ニ改ム

附則

本法ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(農商務大臣男爵大浦兼武君登壇)

○農商務大臣男爵大浦兼武君 唯今議題ニナリマシタトコロノ遠洋漁業獎勵法ハ、明治二十年ニ發布セラレマシテ、翌三十一年ヨリ實施致シタモノデゴザイマス、又三十八年ニ再ビ改正ヲ致シマシテ、其後前議會ニ於テ一部ノ改正

衆議院ヨリ提出

セラレマシタトコロノ改正ヲ行ヒマシテ、而シテ今日ニ及ンテ居ルトコロノモデゴザイマス、然ルニ遠洋漁業ノ全體ニ付キマシテハ、近來著シク進歩致シマシテ、確ニ獎勵ノ效果ヲ收メタリト云フコトハ疑ハナイノデゴザイマス、將來尙獎勵スベキ漁業船ノ増加シ來ルコトハ又自然ノ勢デゴザイマス、此業ノ發展ニ伴ヒマシテ、漁港ノ修築最モ必要缺クベカラザルモノデゴザイマス、ソコデ此度此獎勵費額ヲ増加スルノ必要ヲ認メテ次第デゴザイマス、本法ノ施行年限ト云フモノハ、御承知ノ通り曩ニ定テ居リマシタトコロガ、僅ニ今後三箇年ヲ剩シテ居リマシテ、今日漸ク發展シ來リタルトコロノ遠洋漁業ヲシテ、十分ニ此基礎ヲ確實ニナラシムルニハ、尙數年ノ經過ヲ要スルノミナラス、新規ニ獎勵誘導ヲ加フベキ種類ガマシカラスナカラヌノデゴザイマス、今ニ於テ本法ノ施行年限ヲ延長シ置クノ必要ガアル故ニ、此度改正案ヲ提出致シタノデゴザイマス、固ヨリ此案ハ單純ナル改正案デゴザイマスカラシテ、唯大體ヲ申上ゲテ、御協贊ヲ願ヒタイト存ジマス

○三浦覺一君 昨年本員等ハ、此遠洋漁業獎勵法ノ改正ノ必要アリト認メテ、本員ヨリ改正案ヲ提出致シマシタ場合ニ、今ノ年限デハ直グ年限ガ滿チテシマフ、是非年限ヲ延長セバナラヌ、又今ノ法律ニアルトコロノ金額ハ餘リケチ過ギテ、實際此帝國ノ遠洋漁業ヲ獎勵スルノニ甚少額アルカラ、ソレヲモウ少シ増シテ貰ヒタイト云フコトノ案ヲ出シタ、其時分ニ於テ政府ハ絕對ニ反對ヲ致シタ、年限ヲ増スコトト、金額ヲ増スコトハ一錢一厘モ不同意アルト云フコトデ、遂ニ貴族院ト妥協致シテ、此案ヲ私ハ削リヤウナコト、ソレニ本年ハ直ニ自ラ年限ヲ延バシ、金額ヲ増シテ出シタト云フコトハ何處ガ重ナル理由デゴザイマスカ、モウ一遍承リタイ

(政府委員道家齊君登壇)
 ○政府委員(道家齊君) 只今ニ三浦君ノ御質問ニ對シテ御答ヲ致シマス、成程昨年衆議院カラシテ此漁業法中ノ改正案ヲ提出ニナリマシテ、其中ニ此獎勵費額ノ増加ノコトト、延長ノコトトハゴザイマシタ、併ナガラ是ハ政府ノ財政上ノ都合ニ依ツテ、昨年ニ於キマシテハマダ此金額ヲ増加スルト云フコトハ、財政上ニ於キマシテ許サナイコトデゴザイマシタ、又隨テ此延長ヲ致シマスルニ付テハ、ヤハリ其金額即チ財政上ト相伴フモノデアリマスカラシテ、昨年ハ遺憾ナガラ同意スルコトガ出來ナカッタノデゴザイマス、併ナガラ今日ノ財政ノ都合ニ依リマシテ、尙此金額ヲ増加スルノ必要ト共ニ、延長モ尙必要ト認メマシタ故ニ、今回此案ヲ提出ニナッタ次第アリマス
 ○議長(長谷場純孝君) 日程第二、右議案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
 ○伊藤大八君 本案ハ議長指名ノ十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス
 ○議長(長谷場純孝君) 本案ハ議長指名ノ委員十八名ニ付託スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)
 ○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、其通り決シマス、日程第三、鐵道敷設法中改正法律案第一讀會ヲ開キ、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第三 鐵道敷設法中改正法律案 (政府提出) 第一讀會
 鐵道敷設法中左ノ通改正ス
 第二條第一項奧羽線ノ部第二號中「船形町」ヲ「新庄」ニ改ム

同項中「總武線及常磐線」ヲ「總武線、房總線及常磐線」ニ改ム
 同線ノ部第一號中「及本線ヨリ分岐シテ木更津ニ至ル鐵道」ヲ削リ同號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

一 千葉縣下船橋ヨリ佐倉ニ至ル鐵道及成東ヨリ東金ニ至ル鐵道
 一 千葉縣下蘇我ヨリ木更津、北條及勝浦ヲ經テ大原ニ至ル鐵道
 同項中九州線ノ部第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一 熊本縣下八代ヨリ鹿兒島縣下米津ヲ經テ鹿兒島ニ至ル鐵道
 第七條第一項第七號中「青森ニ至ル鐵道」ノ下ニ「及本線ヨリ分岐シテ山形縣下酒田ニ至ル鐵道」ヲ加ヘ同號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

一 奧羽豫定線ノ内宮城縣下石ノ巻ヨリ小牛田ヲ經テ山形縣下新庄ニ至ル鐵道中宮城縣下小牛田ヨリ山形縣下新庄ニ至ル鐵道
 一 總武豫定線ノ内千葉縣下船橋ヨリ佐倉ニ至ル鐵道及成東ヨリ東金ニ至ル鐵道

一 房總豫定線ノ内千葉縣下蘇我ヨリ木更津、北條及勝浦ヲ經テ大原ニ至ル鐵道中蘇我ヨリ木更津ニ至ル鐵道及勝浦ヨリ大原ニ至ル鐵道
 同項第十七號中「大分ニ至ル鐵道」ノ下ニ「及宮崎縣下宮崎ヨリ鹿兒島縣下吉松ニ至ル鐵道」ヲ加ヘ同號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一 九州豫定線ノ内熊本縣下八代ヨリ鹿兒島縣下米津ヲ經テ鹿兒島ニ至ル鐵道中鹿兒島縣下川内ヨリ鹿兒島ニ至ル鐵道
 ○三浦覺一君 政府委員ニ說明ヲ求メタイ
 ○議長(長谷場純孝君) 今說明ヲスル政府委員ガ出席シテ居リマセヌカラ……

○三浦覺一君 御呼出ヲ願ヒタイ
 (政府委員藤田虎力君登壇)
 ○政府委員(藤田虎力君) 唯今提案ニナリマシタ、鐵道敷設法ニ付キマシテ一言說明致シマス、豫算案ニ於キマシテハ新テ第一期線ニ加フベキ線路ガ提出ニナツテ居リマシタ、是等ノ線路ヲ鐵道敷設法中ニ第一期線トシテ追加致シマスル必要、竝ニソレラノ線路ヲ敷設法中ノ豫定線トシテ、其計畫ヲ整理スルノ必要上本案ヲ提出ニナッタ次第アリマス、是等ノ線路ハ帝國ニ最モ樞要ナル線路デアリマスカラ、何卒速ニ協贊ヲ與ヘラレンコトヲ希望スル次第アリマス

○議長(長谷場純孝君) 日程第四右議案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス
 第四右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
 ○伊藤大八君 本案ハ二十七名ノ議長指名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス
 ○議長(長谷場純孝君) 本案ハ議長指名ノ委員二十七名ニ付託スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)
 ○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ其通決シマス、日程第五、北海道鐵道敷設法中改正法律案第一讀會ヲ開キ、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス——藤田政府委員

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ其通決シマス、日程第五、北海道鐵道敷設法中改正法律案第一讀會ヲ開キ、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス——藤田政府委員

第五 北海道鐵道敷設法中改正法律案 (政府提出) 第一讀會

北海道鐵道敷設法中改正法律案

第二條第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一 石狩國砂川近傍ヨリ下富良野ニ至ル鐵道

(政府委員藤田虎力君登壇)

○政府委員(藤田虎力君) 北海道鐵道敷設法中改正法律案ニ付キマシテ、一言說明ヲ致シマス、本案ノ改正ハ政府ガ次年度ヨリ着手セント致シマス、必要ナル線路ヲ敷設法中ニ追加スルノ必要上、本案ヲ提出ニナラセテ、是亦帝國ニ最モ必要ナル線路アリマスカラ、速ニ本案ニ對シテ協贊ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス

○議長(長谷場純孝君) 日程第六、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第六 右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉

○伊藤大八君 本案ハ前ト同一ノ委員ニ付託サレンコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 本案ハ日程第三、同一ノ委員ニ付託スルト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、其通決シマス、日程第七、衆議院議員選舉法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キ、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、ト部喜太郎君

第七 衆議院議員選舉法中改正法律案 (花井卓藏君 第一讀會 外一名提出)

衆議院議員選舉法中改正法律案

第十一條第四號ヲ削ル

○卜部喜太郎君 本案ハ衆議院議員選舉法第十一條ニ、左ニ掲グル者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス、其第四ニ禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ、其裁判確定ニ至ルマデノ者トアリマス、此第四號ヲ全然削除スルト云フ案アリマス、現行法ノ如ク致シマスルト、議院法ノ第七十七條ノ規定ニ依リマシテ、衆議院議員ニシテ、選舉法ニ記載スル被選舉資格ヲ失ヒタルトキハ、退職者トスト云フコトニナラセ居リマシテ、禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタル以上ハ、其裁判ガ確定致シマセヌカ、議院法ノ第七十七條ニ依リテ、衆議院議員ノ資格ト云フモノヲ、當然失フノ結果ヲ來スノデアリマシテ、是ハ即チ此法律ノ原則ニ背イタルデアラフ、甚ダ不當ナ規定デアルト云フガ故ニ、此第四號ヲ削除スルタメニ本案ヲ提出シタ次第アリマス、巨細ノコトハ委員會等ニ於テ十分ノ討論ヲ盡スベキデアラウト思ヒマスカラ、ドウゾ委員ニ付託シテ、本案ノ通過スルヤウニ希望致シマス

○伊藤大八君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託サレンコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 今提出者カラ、特別委員ニ付託シタイト云フ希望モアリ、旁、伊藤大八君ノ動議、議長指名九名ノ委員ニ付託スルト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、其通決シマス、日程第七、質屋取締法中改正法律案第一讀會ヲ開キ、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第八 質屋取締法中改正法律案 (高木益太郎君外一名提出) 第一讀會

質屋取締法中改正法律案

第五條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ質置主ニ於テ之ヲ必要トナササルトキハ交付セサルコトヲ得

(高木益太郎君登壇)

○高木益太郎君 諸君、本案ト同一ナル案ハ、先輩磯部四郎君カラ第二十二議會及二十四ノ議會ニ於テ可決セラレタルコトヲ案アリマス、又二十五議會ニ於テ本員カラ提出ヲ致シマシテ、幸ニ諸君ノ協贊ヲ煩ハシタ案アリマスガ、甚ダ遺憾ナコトハ斯クマデ此衆議院ガ、四回モ決議シテ、此庶民ノ利害ヲ適切ニ代表スルコトヲ衆議院ガ、四回モ決議シテ之ヲ貴族院ニ於テ通過スルコトガ出來ヌト云フコトハ、是ハ畢竟提案者タルモノ、説明ガ甚ダ不十分ナデアルカ、或ハ又政府委員ガ、此四回モ衆議院ヲ可決シタル、實際ニ最モ適切ナルトコロノ法律案ニ反對スルト云フノハ、如何ナル次第デアルカ、各國ノ憲法史ヲ見テモ衆議院ニ於テ四回モ可決シタ案ニ向テ、貴族院ニ行ケテ、政府委員ガ反對スルナドト云フコトハ、殆ドナイ事柄デアル、實ニ是ハ立憲ノ本義ト云フモノヲ全ク没却シテ、甚ダドウモ私ハ不届千萬ノコト、確信スルノデアリマス、已ムヲ得ズ一言、此質屋取締法ヲ改正スル趣旨ヲ簡單ニ申述セヤウト思ヒマス、此第一ニ取締法ノ第五條ノ第二項ヲ改正シマス所以ハ、質置主ニ對シマシテ、質札又通帳ヲ交付スルト云フ法律上ノ命令ガアリマスケレドモ、實際其手續ト云フモノヲ爲シ難イ場合ガ澤山アルノデアリマス、併ナガラ若シ爲シ難イ場合デモ、此質札又ハ通帳ヲ交付シナイト云フコトニナリマス云フ、警察官ハ之ヲ告發シマシテ、同法ノ二十三條ニ依リテ、一圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處セラレルノデアリマス、是ハ假令家族雇人ノ所爲ト雖モ尙主人ガ罰セラレルト云フヤウナ有様デアリマス、然ルニ一面此取締法ニ於キマシテハ省令ヲ以テ質札通帳ノ様式ト云フモノヲ極メテ居ル、甚ダドウモ煩瑣ナル手續ヲ要スルノデアリマス、ドウゾ云フノデアルカト云フ、内務省令ノ第九號第七條ニ於テ質札及通帳ニハ適當ノ簡所ニ質置主ノ氏名ヲ記載シ、營業者又ハ支店管理人記名調印シタツテ、ホノノチヨツシタ質札ニモ營業者ト云フモノハ、記名調印ヲシナケレバナラス、サウシテ質置主ノ氏名ヲ記名シ、營業者ト云フモノハ、記名調印年日ヲ記載スベシ、斯ウ云フヤウナ規則ガアツテ、サウシテ通帳又ハ質札ノ製方様式ヲ更ニ廳府縣令ヲ以テ之ヲ定メルト云フヤウナ、誠ニ形式主義ヲ以テヤカマシイ手續ヲ要スルノデアリマス、然ルニ實際此規則ト云フモノハ、行ハレヌカ、其一ニ「一」ヲ舉ゲテ見マスルト云フ、第一ニ質置主ノ多クハ勞動者デアリマスカラ、質物ノ出入ガ頻繁ニナルト云フト、勢ヒ手續ノ簡便ヲ必要トスルモノデアル、然ルニ唯今申立テ致シマシタヤウニ、命令ヲ以テ様式ヲ定メテ質札又ハ通帳ノ交付ヲシナケレバナラス義務ガアルノデアリマスカラシテ、其煩雜ヲ厭ウテ、質屋ガ法律ノ規定ニ依リテ質札又ハ通帳ヲ交付セントシマシテモ、頑トシテ之ヲ受取ラヌト云フノガ普通ノ状態デアリマス、内務省ノ諸君ハ紳士ノミデアルカラシテ質屋ノ状態ト云フモノハ一向御承知ナカラウケレドモ、細民ノ金融機關

ヲ此形式主義デハナカク、支配スルコトが出来ナイノアリマス、多ク細民ハ屢々其著用シタ夜具蒲團ノ如キモノモ之ヲ使用スルト同時ニ、翌朝直グト質物トシマシテ、之ニ依ッテ米ヲ買ヒ、味噌ヲ買ヒ、サウシテ朝飯ヲ了ルヤ否直グニ稼ギニ出ルト云フヤウナ有様デアル、丁度御承知ノ通り、朝ノ電車ハ割引ガアルト云フヤウナ都合デ、其割引電車ニ乗ッテ行カナレバ工場デアッテモ何デモ間合ハナイノデアル、此場合ニ今内務省令デ極メテ質札又ハ通帳ヲ調製スルカラ待ッテ下サイト云フコトコガ、置主ハ「ペランメー」デアルトカ何ト云フヤウナ都合ニ、罵詈雑言ヘテ、ナカク、質屋ノ言フコトヲ聞クモノデハナイ實況デアリマス、又俗ニ通用物ト稱ヘテ、朝夕同一ノ品物ヲ出入シテ、僅ニ半日ノ間ノ金融ヲナスモノモアルノデアリマス、是等ニ向ッテ、質屋ガ一々通帳ナリ質札ヲ作製スルト云フコトハ應ズル譯ノモノデハナイノデアル、又一旦通帳ナリ質札ヲ作製スルト、今度ハ出ストキニ持ッテ來ナケレバナラヌト云フ話デアルカラ、其紛失又ハ忘却ニ依ッテ非常ニ時間ヲ費シ、此間ノ混雜ト云フモノハ名狀スベカラザルモノガアリマス、既ニ質屋ニ付テハ警察官ハ營業ノ許否權ヲ有ッテ居ルノデアル、若シ不都合ナコトラスレバ何時デモ營業ヲ取消スコトが出来ルノデアアル、又帳簿ニ付テハヤカマシ規則ガアッテ、何時デモ之ヲ検査スルコトノ權利ガアルノデアリマス、元來質屋ハ店舖有テ、土藏ヲ控ヘテ、相當ナ地位ニ居ルモノデアル、是ト取引スル客人モ亦繼續ノ關係デアリマスカラシテ、不都合ノ事ハ減多ニ起ラナイ、本案第一ニハ質置主ノ便利ト云フモノヲ圖リ、又法律ガ實際行ハレナイモノヲ拵ヘテ置イテ、サウシテ徒ニ警察官ノタメニ告發ヲ受ケルト云フコトガアルト云フコトハ甚ダ面白クナイコトデアリマスカラ、實際ノ事情ニ當テマルヤウノ法律改正シタイト云フノガ第一ノ改正ノ趣意デアアル、第二ノ改正ノ趣意ハ第十六條ノ改正デアリマス、是ハ警察官ハ質屋取締法ノ第十五條ニ依リマシテ、犯罪ノ嫌疑アル物品又ハ遺失物ト認メマストキニハ、何時タリトモ質物及帳簿ノ検査ヲナスト云フヤウナ非常ノ權利モアルシ、又質物ヲ差押ヘ又ハ帳簿ヲ差出サシムルト云フヤウナ重大ノ權利ガアルト云フコトハ法律ガ既ニ與ヘテ居ル處デアアルニモ拘ハラズ、尙又十六條ガアッテ、何時デモ警察官ノ隨意ニ、質物ヲ收奪シテマッテ、サウシテ是ヲ「一方ノ所有者ニ還附ラスル、斯ウ云フ絶大ノ權限ヲ與ヘテ居ル」デアリマスカラ、本來ノ手續カラ言ヘバ、果シテ盜賊品デアルカナイカト云フコトハ警察官ニ輒ク分ルモノデハナイノデアアルカラシテ、普通ノ人間デアレバ、裁判ノ確定ヲ待ッテ始メテ之ヲ還附スルト云フノガ當リ前デアアル、然ルニ質屋取締法第十六條デハ、裁判上ノ如何ニ拘ラス、警察官ノ認定ヲ以テ質屋ノ質物ヲ差押ヘテ直グト是ヲ「所有者ニ還附ラスル、斯ウ云フヤウナコトデアリマスカラシテ、其間ノ弊害ハ非常ナ事デアリマス、甚ダシキハ警察權ヲ選舉迄濫用スル今日我國ノ警察官ノ状態ト云フモノハ、ドウ云フ有様デアアルカト云フト、恐ラク是ハ此所ニモ警察局長ガ居ラレルト云フモノハ、吾々ノ説ニ向ッテハ必ズ心ノ中ニ於テ認メラレテ居ルコトデアラウト思フ、今日ノ日本ノ刑事巡査ト云フモノハ、往々拘摸ト結託シ、詐偽賭博師ト結託スル、現ニ吾々ガ尊敬スベキ親友デアルトコロノ花井卓藏君ノ如キハ、曩頃東海道ノ列車ノ中デ、丸裸體ニサレタト云フコトハ諸君モ御承知ノ事實デアラウト思ヒマス、ソレハ何デアアルカト云フニ、静岡縣警察署ニハ、探偵ガ長距離ノ電話ヲ一本架ケテ居テ、サウシテ汽車ニ乗ッテ來ル、立派ナ客人ガアルト、拘摸ト結託シテ其長距離ノ電話ヲ利用シテ犯罪ヲスルト云フヤウナ状態デアアル、是ハ現ニ東京控訴院ニ其事件ガ繼續シテ目下審判中デアアル、又東京ニ於テモ、仕立屋銀次ナル拘摸ノ巨魁ノ家ヲ警視廳ノ手で以テ調ベテ見ルト云フト、二十五六人ノ刑事巡査ト、彼ト結託シテ居タト云フコトガ發覺シテ、二十五六人ノ刑事巡査ヲ免職シタト云フコト顯著ナル事實デアアル、是ハ警察局長ハ二十五六人ノ免職ヲ以テ廓清が出来タ積リデアルト云フヤウナ御考ガアルカ

知ラヌケレドモ、ソレハ丁度襟ニ虱ガ一匹這ッテ居ッタカラ、此ノ虱ガ一匹デアルト思ッテ裏ヲ返スト、ズット珠數繋ギニナッテ居ルト同様に次第デアッテ、決シテ二十五六人ハ止ラヌノデアアル、又日比谷公園デス、日比谷公園ノ警察分署等ニ於テ、十有餘名ノ刑事巡査ガ詐偽賭博師ト結託シテ田舎者ヲ引掛ケテ、其引掛ケテ取ッタル金ヲ警察署内デ分配シタ、堂々タル公衙ノ中ニ於テ、人民保護ノ公衙ノ中ニ於テ贓金ノ分配ヲシタト云フ事件ハ、目下現ニ東京地方裁判所ニ係屬シテ證據上爭フベカラザル顯著ノ事實デアアル、又ツイ此間ノ新聞ヲ見テモ、三十間堀ノ警察分署ノ巡査ガ拘摸ノ手傳ヲシタト云フコトモ新聞ニ書イテアル、實ニ我國ノ刑事巡査ノ實況ニ付キ今述ベタノハ其一端デアケレドモ、此一端カラ見テ其全體ト云フモノヲ推スコトが出来ルノデアアル、成程上ニハ警察署長ガ居ルケレドモ、其實今日ハ巡査ヲ以テ司法警察官ノ事務ヲ處理スルノデアアル、規則ガ活キテ居ルノデアアルカラ、巡査ガ即チ司法警察官ノ事務ヲ處理スルノデアアル、治罪法實施ノトキ當分ノ中云々ト云フ法律ガ活キテ居ルカラ、巡査ガ司法警察官ノ仕事ヲシテ居ル、ソレデ質屋ノ今ノ問題ガ起ルト云フト是等ノ刑事巡査ガ直チニ質屋ノ大切ニ持ッテ居ル質物ヲ收奪シテシマウノデアアル、實ニ是ハタマツタモノデナイ、若シ試ミニ此處ニ惡イ奴ガアッテ芝カ、麻布カ、警察署ノ巡査ガ、日本橋邊ノ質屋ノ品物ヲ引上ゲテ來ヤウト思ヘバ、誰カ自分ノ友人ニ、御前一木遺失届ヲ書イテ出セト云ッテ出シサヘスレバ、直ニ巡査ガ其質屋ニ往ッテ其品物ヲ取押ヘテ、而シテ之ヲ確定シテ還附シテシマフ、ソシナドモ無上ノ權限ヲ彼等ニ與ヘルト云フノハ、如何ノ次第デアアルカ、是ハ質屋ノ營業權ヲ蹂躪シ財產權ヲ蹂躪シタコトデ、立憲政治ノ今日ニ於テ爲シ得ベカラザルト、信ジマス、ソレ故ニ私ハ此點ニ付テハ本來ノ原則トシテ、裁判ノ確定ヲ待タケレバナラヌ次第デアアルケレドモ、ソレデハ或ハ警察上ノ都合モアルカモ知レヌカラ、物ヲ差押ヘルノハ宜シイケレドモ、之ヲ還シキリニ還シシマフト云フノハ、少ナクトモ檢事ノ許可ヲ要スル、檢事ノ許可ヲ要スルコトデアアルナラバ、サウ云フヤウナ專斷ナコトヲシテ、弊害百出スルヤウナコトハナカラウト思フカラ、警保局長ノ意見ニ依ルト、遺失物還付ノ場合ニハ行政處分デハナイカト云フ御論モアリマスガ、併ナガラ遺失物ヲ拾ウタトキハ、適法ノ期間内ニ届出シナケレバ、遺失物隱匿罪ガ成立スル、之ヲ届ケナイデ質屋ニ質入レシタ以上ハ、是ト同時ニ司法處分ニ性質ガ變ル、此處ニ一ノ物ヲ拾ッテ届ケナイデ、而シテ之ヲ質屋ニ入レシテ以上、此處ニ犯罪ガ成立スルノデアアルカラ、司法處分デアアル、又假リニ行政處分トシテモ、我國ノ檢事ハ幼者ノ保護又ハ商會社ノ如キモノモ、啜リ入レルノデアアルカラ、檢事ニ其監督ノ權ヲ與ヘルト云フコトハ、筋違テナクシテ寧ロ最モ必要ナルト、信ズルノデアリマスカラ、ドウ云フ本案ニ向ッテハ、是非御賛成アラシントラ希望致シマス

○伊藤大八君 本案モ議長指名、九名ノ委員ニ付託セラレシコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 伊藤大八君ノ動議、議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

(異議ナシ異議ナシ下呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、其通り決シマス——御諮リニ致シマス、印紙稅法中改正法律案外四件委員川越進君病氣ノタメ辭任ノ申出ガアリマス、許可シテ御異議ナシアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、許可スルコトニ致シマス、而シテ是ハ議長指名ノ特別委員デアリマスカラ、其補缺トシテ、鈴木總兵衛君ヲ指名致シマス——本日議長ニ指名ヲ託サレタ、各特別委員ノ指名ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、尙次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日は是ニテ散會

午後三時十四分散會